

英文要旨

A copy of translation with notes of Chun-qiu Fan-lu jiao-si, shun-ming, jiao-shi-duit, zhi-zhi, shan-chuan-song.

Tomotsugu SAKAMOTO

Miki ZAIKI

It is said that Chun-qiu Fan-lu(春秋繁露) was written by Don Chong-shu(董仲舒) in Han(漢) period. This Paper is a translation, annotation and consideration of Chun-qiu Fan-lu jiao-si(郊祀), shun-ming(順命), jiao-shi-duit(郊事對), zhi-zhi(執贄), shan-chuan-song(山川頌).

キーワード

郊祭 天命 礼物 山川

『春秋繁露』 詁注稿 郊祀・順命・郊事對・執贄・山川頌篇

坂本 具償
財木 美樹

凡例

- 一、本訳注は『春秋繁露』の「郊祀第六十九」「順命第七十」「郊事對第七十一」「執贄第七十二」「山川頌第七十三」に対して訳注を施したものである。
- 二、本訳注は蘇輿の『春秋繁露義證』（宣統二年長沙刊本）を底本とし、原文と【校記】【書き下し文】【注】【現代語訳】から成り、内容によって適当な段落に区切ったものである。
- 三、各篇の冒頭には簡単な要旨を述べて読解の便に供した。
- 四、原文は極力底本の文字を用いるようにしたが、写植文字の制約により、原文とは異なる字体となった文字もある。
- 五、原文を改めた場合は、原本の文字は（ ）で示し、校訂及び増補した文字は「」で示す。その詳細は【校記】で述べる。
- 六、【書き下し文】は校訂・増補した原文に基づいて書き下した。
- 七、【書き下し文】では、脱文の字数が不明の場合は、……で示し、特定できる場合は□を一字として示す。

八、【現代語訳】では、補訳は（ ）で示し、補注は「」で示す。
九、校記及び注で言及する書名・人物は次の通りである。

- ① 宋本 宋嘉定四年江右計臺刻本（『北京図書館古籍珍本叢刊』2所収）
- ② 盧文昭 『春秋繁露』十七卷（『抱經堂叢書』所収）
- ③ 凌曙 『春秋繁露注』十七卷 嘉慶二十年蜚雲閣凌氏叢書本

郊祀第六十九

本篇は郊祭の重要性について述べる。郊祭が諸もろの祭のうちでもっとも重要なもので、天を祭る郊祭を行わず、天以外の神の祭祀を行うことは、祭祀の順序をあやまり、礼に合致しない。郊祭を行うのは旱魃のような天からのとがめがないことを願って行うのであるとする。

周宣王時、天下旱、歳惡甚。王憂之。其詩曰、倬彼雲漢、昭回於天。王曰、嗚呼、何辜今之人。天降喪亂、饑饉薦臻。靡神不舉、靡愛斯牲。珪璧既卒、寧莫我聽。早既太甚、蘊隆蟲蟲。不殄禋祀、自郊徂宮。上下奠瘞、靡神不宗。后稷不克、上帝不臨。耗射下土、寧丁我躬。宣王自以爲不能乎后稷、不中乎上帝。故有此災。有此災、愈恐懼而謹事天。天若不于是家、是家者安得立爲天子。立爲天子者、天子是家。天子是家者、天使是家。（天使是家者）①、是家、天之所予也、天之所使也。天已予之、天已使之、其（間）〔家〕②不可以接天何哉。故春秋凡（譏）〔譏〕③郊、未嘗譏君德不成於郊也。乃不郊而祭山川、失祭之敘、逆於禮。故必譏之。以此觀之、不祭天者、乃不可祭小神也。郊因先卜、不吉不敢郊。百神之祭不卜、而郊獨卜、郊祭最大也。春秋譏喪祭、不譏喪郊。郊不辟喪。喪尚不辟、況他物。郊祝曰、皇皇上天、照臨下土。集地之靈、降甘風雨。庶物羣生、各得其所。靡今靡古、維予一人某、敬拜皇天之祐。夫不自爲言、而爲庶物羣生言、以人心庶天無尤焉。天無尤焉、而辭恭順、宜可喜也。

右郊祀九句、九句者陽數也。

【校記】

- ① 「天使是家者」 盧文弨に從い、削除する。
 ② 「間」 兪樾に從い、「家」字に改める。
 ③ 「譏」 宋本・凌本などに從い、「議」字に改める。

【書き下し文】

郊祀第六十九①

② 周の宣王③の時、天下早し、歳惡甚し。王之を憂ふ。其の『詩』④に、「倬たる彼の雲漢、昭り天に回る。王曰く、『嗚呼、何の辜ある今の人。天、喪亂を降し、饑饉薦りに臻る。神として擧げざる靡く、斯の牲を愛む靡し。珪璧既に卒き、寧て我に聽く莫し。早既に太だ甚し、蘊隆蟲蟲たり。禮祀を殄たず、郊より宮に徂く。上下に奠瘞し、神として宗せざる靡し。后稷克らず、上帝臨ず。下土を耗射し、寧て我が躬に丁らしむるか」と曰ふ。宣王自ら以て后稷に能らず、上帝に中らず。故に此の災有りとなす。此の災有りて、愈いよ恐懼して謹んで天に事ふ。天若し是の家に予へざれば、是の家安んぞ立ちて天子と爲るを得んや。立ちて天子と爲る者は、天、是の家に予ふ。天、是の家に予ふる者は、天、是の家を使ふ。是の家は天の予ふる所なり、天の使ふ所なり。天已に之に予へ、天已に之を使ふに、其の家以て天に接す可からざるは何ぞや。故に『春秋』凡そ郊を議するに、未だ嘗て君徳、郊に成らざるを譏らざるなり。乃ち郊せずして山川を祭るは、祭りの紋を失し、禮に逆ふ。故に必ず之を譏る。此を以て之を觀れば、天を祭らざる者は、乃ち小神を祭る可からざるなり。郊は因りて先づトし、吉ならざれば敢て郊せず⑤。百神の祭はトせずして、郊獨りトするは、郊祭最も大なればなり。『春秋』は喪祭を譏り⑥、喪郊を譏らず⑦。郊は喪を辟けず。喪すら尚ほ辟けず、

沉んや他の物をや。郊祝して曰く⑧、「皇皇たる上天、下土を照臨す。地の靈を集め、甘き風雨を降す。庶物羣生し、各おの其の所を得。今と靡く古と靡く、維れ予一人某、敬しんで皇天の祐を拜す」と。夫れ自らの爲に言はずして、庶物羣生の爲に言ふは、人心、天、尤むる無きを庶ふを以てなり。天、尤むる無く、辭恭順なるは、宜しく喜ぶ可きなり。
 右郊祀九句、九句は陽數なり。

【注】

- ① 「郊祀」は天子が天を郊外で祀る祭りである。錢塘（盧校引）は、『郊祀』は當に『郊祝』に作るべきに似たり」という。
 ② 「周宣王」の上にはもと「爲人子而不事父者、天下莫能以爲可。今爲天之子而不事天、何以異是。是故天子每至歲首、必先郊祭以享天、乃敢爲地、行子禮也。每將興師、必先郊祭以告天、乃敢征伐、行子道也。文王受天命而王天下、先郊乃敢行事、而興師伐崇。其詩曰、芄芃械櫜、薪之標之。濟濟辟王、左右趨之。濟濟辟王、左右奉璋。奉璋戕戕、髦士攸宜。此郊辭也。其下曰、泝彼淫舟、烝徒楫之。周王於邁、六師及之。此伐辭也。其下曰、文王受命、有此武功。既伐于崇、作邑於豐。以此辭者、見文王受命則郊。郊乃伐崇、伐崇之時、民何處央乎」の百九十五字があつたが、盧文弨が郊祭篇の錯簡とみなすのに從い、凌本は郊祭篇に移した。義證本もそれに從う。
 ③ 「周の宣王」、姓は姬、名は靜。厲王の子。厲王の無道のをうけて即位し、周道を復興し、中興の主と称された。
 ④ 『詩』は大雅・蕩・雲漢の一節。その小序に「雲漢は仍叔、宣王を美むるなり。宣王、厲王の烈を承け、内に撥亂の志有り。裁に遇ひて懼れ、身を側て行ひを脩め、之を鎖し去らんと欲す。天下、王化の復た行はれ、百姓憂へらるるを喜ぶ。故に是の詩を作るなり」とある。毛詩には「耗射

下土」を「耗敦下土」に作る。

⑤ 『春秋』には卜の結果、郊祭をせずに望祭だけをしたという記載が二度見える。

夏、四月、四卜郊。不從。乃免牲。猶三望。(僖公三十一年)

春、王正月、郊牛之口傷。改卜牛。牛死。乃不郊。猶三望。(宣公三年)

僖公三十一年『左傳』には、

望は郊の細なり。郊せざれば亦望する無くして可なり。(望、郊之細也。

不郊亦無望可也)

『公羊傳』に、

何を以て書する。郊せずして望祭するを譏るなり。(何以書。譏不郊而

望祭也)

とあり、その何休注に「尊者食せずして、卑者獨り食するを譏る」とある。

これによると郊祭は君となれば行ってもよく、必ずしも功なり徳就ったあとに行わなければならないわけではないことがわかる。

⑥ 閔公二年「夏、五月乙酉、吉禘于莊公」の『公羊傳』に、

何を以て書する。譏ればなり。何をか譏る。始めて三年ならざるを譏

るなり。(何以書。譏。何譏爾。譏始不三年也)

『穀梁傳』に、

喪事未だ畢らずして吉祭を擧ぐ。故に之を非るなり。(喪事未畢而擧吉

祭。故非之也)

とあり、莊公が亡くなって三年の喪がおわらないうちに禘祭を行ったことを譏っている。

⑦ 宣公二年「冬、十月乙亥、天王崩」の際に、翌三年正月、魯は郊祭を行おうとしたが、郊牛の口が傷ついたり、死んだりしたので、結局郊祭は取りやめになり、望祭を行った。此の時には郊祭を行ったことについて『春秋』は譏ってはいない。また『繁露』郊祭篇にも、

『春秋』の義、國に大喪有れば、宗廟の祭りを止どむるも、而も郊祭

を止どめず。郊祭を止どめざるは、敢て父母の喪を以て、天に事ふるの禮を廢せざればなり。(春秋之義、國有大喪者、止宗廟之祭、而止郊祭。(不止郊祭者)、不敢以父母之喪、廢事天(地)之禮也)

喪には祭らず、唯だ天を祭るのみ、喪を越えて事を行ふを爲すと曰ふ。

夫れ古の、天を畏敬して天の郊を重んずること、此の如く甚しきなり。

(喪者不祭、唯祭天、爲越喪而行事。夫古之畏敬天而重天郊、如此甚

也)

という。

⑧ 舊本ではこの一文を「皇皇上天、照臨下土。集地之靈、降甘風雨。庶物羣生、言而已矣」に作る。義證本は、盧文弨の「舊本訛して『言而已矣』に作り、『各得其所』以下の四句無し。今、『大戴禮記』公冠篇及び『博物志』の文を以て訂補す。下云ふ所の『郊祀九句』と合す」というのに従って改める。ただ『博物志』には「皇皇上天、照臨下土。集地之靈、降甘風雨。庶物羣生、各得其所」とあり、下の三句がない。

【現代語訳】

郊祀第六十九

周の宣王の時、天下には早魃がつづき、収穫もあがらなかった。宣王はこのような状況をとて心配した。当時の『詩』に次のように言う、「明るく輝く天の河は光り輝きながら天をめぐる。宣王はそれをみながら、『ああ、今の人に何の罪があるというのか。天は戦乱を地上に降し、飢饉が何度もつづく。(私は)あらゆる神を祭り、犠牲を惜しまずに供えた。(神に捧げる)珪や璧も供え尽くしたのに、天は私の願いを聞きいれてはくださらない。早魃はひどく、高温がつづき蒸し暑い。雨乞いの祭りを絶やすことなく行い、郊で天を祭り、宗廟にもどって地を祭る。上は天、下は地に供え物を供え、あらゆる神を尊んだ。(それなのに)后稷は私の苦しい胸の内もわかつてはくれず、

上帝は私の真心をみてくれない。天はどうして国土を荒廃させ、私の御代にこのようなことをおこさせたのか』という。宣王は、后稷に苦しい胸の内もわかってもらえず、上帝に真心をみてもらえなかったもので、このような早魃の災害が発生したと考えたのである。このような早魃の災害が発生したので、宣王はますます恐懼して天につかえた。そもそも天が天下をこの周という家に与えなければ、この家がどうして天子として立つことができたであろうか。天子として立つたということは、天が天下をこの家に与えたのである。天が天下をこの家に与えたということは、天がこの家を治めさせたものである。この家は天から天下を与えられたのであり、天がこの家を天下を治めさせたのである。ところが天が天下をこの家に与え、天がこの家に天下を治めさせたのに、この家が天と心を通じあえないのはどうしてか。だから『春秋』が郊祭について議論する場合、君の徳が郊祭を行う時点で成就していないことについては譏らない。しかし郊祭を行わずに山川を祭ることは、祭祀の順序をあやまり、礼に合致しないことである。だから必ず譏る。以上のことから考えると、天の祭祀を行わないものは、天以外の神の祭祀を行ってはならない。郊祭を行うに先だつてまづトし、トして吉とでなければ、郊祭は行わない。天以外のあらゆる神の祭祀に対してはトせず、郊祭だけトするのは、郊祭がもつとも重要だからである。『春秋』は喪の期間に（郊祭以外の）祭祀を行うのを譏り、喪の期間に郊祭を行うことは譏らない。郊祭は喪があつても回避しない。喪でさえも（郊祭を）回避しないのに、どうして他のことで郊祭を回避して行わないことがあるのか。郊祭の祝詞にいう、「偉大なる天は、大地を照らし、地上の靈氣を集め、恵みの風や雨を降らす。万物は生長し、それぞれ自分のいるべき場所に安んじる。古今に関係なく、私はつつしんで天の恵みを承ります」と。そもそも天子が自分のために祈らずに、万物の生長のために祈るのは、天からのとがめがないことを期待したからである。天からのとがめがなく、郊祭の言葉が恭順であるのは、喜ぶべきことである。

以上、郊祭の祝詞九句である。九句は陽の数である。

順命第七十

本篇は天・天命・畏について、例を挙げながら述べる。最初に天子という名称の由来とその至高性について述べ、『春秋』における尊卑爵位の高下の並べ方は一貫していてわかりやすいとし、その例を挙げる。さらに天命を奉じることができない天子・諸侯・子・臣・妾・妻の例を挙げて、その罪の重さを述べ、最後に天命・大人聖人の言を畏れるという孔子の言葉を引いて、天命・大人・聖人の言をおそれなかった例を挙げて、この三者は内容は異なるが結果は同じであるとす。

父者子之天也。(天)〔祖〕①者父之天也。無天而生、未之有也。天者萬物之祖。萬物非天不生。獨陰不生、獨陽不生。陰陽與天地參、然後生。故曰、(父)〔天〕②之子也可尊。母之子也可卑。尊者取尊號、卑者取卑號。故德侔天地者〔稱〕皇〔帝〕③、天右而子之、號稱天子。其次有五等之爵以尊之、皆以國邑爲號。其無德於天地之間者、州國人〔氏〕④。甚者不得繫國邑、皆絶骨肉之屬、離人倫、謂之閹盜而已。無名姓號氏於天地之間、至賤乎賤者也。其尊至〔德〕〔高〕⑤、巍巍乎不可以加矣。其卑至賤、冥冥其無下矣。

春秋列序位尊卑之陳、累累乎可得而觀也。雖闇且愚、莫不昭然。公子慶父、罪亦不當繫於國、以親之故爲之諱、而〔謂之〕〔繫諸母之國、稱〕⑥齊〔之〕⑥仲孫、去其公子之親也。故有大罪不奉其天命者、皆棄其天倫。人於天也、以道受命。其於人、以言受命。不若於道者、天絶之。不若於言者、人絶之。臣子大受命於君、辭而出疆、唯有社稷國家之危、猶得發辭而專安之。〔鄆〕⑦盟、是也。

天子受命於天、諸侯受命於天子、子受命於父、臣妾受命於君、妻受命於夫。

諸所受命者、其尊皆天也。雖謂受命於天亦可。天子不能奉天之命、則廢而稱公。王者之後、是也。公侯不能奉天子之命、則名絕而不得就位。衛侯朔、是也。子不奉父命、則有伯討之罪。衛世子蒯聩、是也。臣不奉君命、雖善以叛言。晉趙鞅入於晉陽以叛、是也。妾不奉君之命、則「□」⑧。媵女先至者、是也。妻不奉夫之命、則絕。夫「人」⑨不言及、是也。曰、不奉順於天者、其罪如此。

孔子曰、畏天命、畏大人、畏聖人之言。其祭社稷宗廟山川鬼神、不以其道、無災無害。至於祭天不享、其卜不從、使其牛口傷、鼯鼠食其角。或言食牛、或言食而死、或食而生、或不食而自死、或改卜而牛死、或卜而食其角。過有深淺薄厚、而災有簡甚、不可不察也。猶郊之變、因其災而之變應而無爲也。見百事之變、(之)「人」⑩所不知而自然者、「可」⑪勝言與。以此見其可畏、專誅絕者其唯天乎。臣「殺」⑫君、子「殺」⑬父、三十有餘。諸其賤者則損。以此觀之、可畏者其唯天命大人乎。亡國五十有餘、皆不事畏者也。況不畏大人。大人專誅之、君之滅者、何日之有哉。魯宣達聖人之言、變古易常、而災立至。聖人之言可不慎「與」⑭。此三畏者、異指而同致。故聖人同之、俱言其可畏也。

【校記】

- ① 「天」 兪樾に從い、「祖」に改める。
- ② 「父」 蘇輿に從い、「天」に改める。
- ③ 「故德侔天地者皇天右而子之」 劉師培が、三代改制質文に「德侔天地者、稱皇帝。天佑而子之、號稱天子」とあるのにより「故德侔天地者稱皇帝天右而子之」と改めるのに從う。
- ④ 「民」 兪樾に從い、「氏」に改める。
- ⑤ 「德」 蘇輿に從い、「高」に改める。
- ⑥ 「而謂之齊仲孫」 劉師培に從い、「而繫諸母之國稱齊之仲孫」に改める。

(注⑦参照)

- ⑦ 陳立『公羊義疏』二十二に從い、「鄆」字を補う。
- ⑧ 劉師培に從い、一字脱しているとする。(注⑭参照)
- ⑨ 劉師培に從い、「人」字を補う。
- ⑩ 「之」 劉師培に從い、「人」に改める。
- ⑪ 惠棟『校釋』引に從い、「可」字を補う。
- ⑫ 「殺」 凌曙に從い、「弑」に改める。
- ⑬ 盧文弨に從い、「與」字を補う。

【書き下し文】

順命第七十

父は子の天なり。祖は父の天なり。天無くして生ずるは、未だ之れ有らざるなり。天は萬物の祖なり①。萬物は天に非ざれば生ぜず②。獨陰生ぜず、獨陽生ぜず。陰陽は天地と參じて、然る後に生ず。故に曰く、「天の子は尊ぶ可し。母の子は卑しむ可し」と。尊者は尊號を取り、卑者は卑號を取る③。故に德、天地に侔ひとしき者を皇帝と稱し、天右たふとびて之を子とし、號して天子と稱す。其の次は五等の爵有りて以て之を尊び、皆國邑を以て號と爲す④。其の、天地の間に德無き者は、州・國・人・氏もていふ⑤。甚しき者は國邑に繋くるを得ず、皆骨肉の屬を絶ち、人倫を離れ、之を閹盜と謂ふのみ⑥。天地の間に名姓號氏無きは、至て賤しき者より賤しきなり。其の尊さは至高、巍巍乎として以て加ふ可からず。其の卑しきは至賤、冥冥として其れ下無し。『春秋』の列序位尊卑の陳は、累累乎として得て觀る可きなり。闇且つ愚と雖も、昭然たらざる莫し。公子慶父、罪亦當に國に繋くべからず、親の故を以て之が爲に諱みて、諸を母の國に繋け、齊の仲孫と稱し、其の公子の親を去るなり⑦。故に大罪、其の天命を奉ぜざる有る者は、皆其の天倫を棄つ。人の、天に於けるや、道を以て命を受く。其の、人に於けるや、言を以て命

を受く。道に若はざる者は、天を絶つ。言に若はざる者は、人之を絶つ。臣子大いに命を君に受け⑧、辭して疆を出づれば、唯だ社稷國家の危有るのみ、猶ほ辭を發して之を専らにし安んずるを得。鄆の盟、是れなり⑨。

天子は命を天に受け、諸侯は命を天子に受け、子は命を父に受け、臣妾は命を君に受け、妻は命を夫に受く。諸もろの命を受くる所の者、其の尊きは皆天なり。命を天に受くと謂ふと雖も亦可なり。天子、天の命を奉ずる能はざれば、則ち廢されて公と稱す。王者の後、是れなり⑩。公侯、天子の命を奉ずる能はざれば、則ち名絶たれて位に就くを得ず。衛侯朔、是れなり⑪。子、父の命を奉ぜざれば、則ち伯討の罪有り。衛の世子蒯聵、是れなり⑫。臣、君の命を奉ぜざれば、善と雖も叛を以て言ふ。晉の趙鞅、晉陽に入りて以て叛す、是れなり⑬。妾、君の命を奉ぜざれば、則ち□。滕女先に至る者、是れなり⑭。妻、夫の命を奉ぜざれば、則ち絶つ。夫人には及と言はず、是れなり⑮。曰く、天を奉順せざる者、其の罪此の如し⑯。

⑰孔子、「天命を畏れ、大人を畏れ、聖人の言を畏る」⑱と曰ふ。其れ、社稷宗廟山川鬼神を祭るに、其の道を以てせざるも、災無く害無し。天を祭りて享けざるに至りては、其のト從はず⑲、其の牛の口をして傷つけしめ⑳、鼯鼠、其の角を食ふ㉑。或いは牛を食すと言ひ㉒、或いは食して死すと言ひ㉓、或いは食して生き㉔、或いは食せずして自ら死し、或いはトを改めて牛死し㉕、或いはトして其の角を食す㉖。過ちに深淺薄厚有りて、災に簡甚有り㉗、察せざる可からざるなり。郊の變猶り、其の災に因りて、之の變應じて爲無きなり。百事の變、人知らざる所にして自ら然る者を見れば、勝へて言ふ可けんや。此を以て其の畏る可きを見れば、誅絶を専らにする者は其れ唯だ天のみか。臣、君を弑し、子、父を弑すこと、三十有餘㉘。諸もろの其の賤しきは則ち損ふ。此を以て之を觀れば、畏る可きは其れ唯だ天命大人のみか。亡國五十有餘㉙、皆畏るるを事とせざる者なり。況んや大人を畏れざるをや。大人之を誅するを専らにすれば、君の滅ぶる者は、何れの日か之れ有らん。魯宣、聖人の言に違ひ、古を變へ常を易へ、災ひ立ちどころに

至る⑳。聖人の言慎しまざる可けんや。此の三畏者は、指を異にして致を同じくす。故に聖人之を同じくし、俱に其れ畏る可しと言ふなり。

【注】

① 蘇輿は、『繁露』觀德篇の、

天地は萬物の本、先祖の出づる所なり。(天地者萬物之本、先祖之所出也)

『漢書』董仲舒傳・對策の、

天は羣物の祖なり。(天者羣物之祖也)

『莊子』達生篇の、

天地は萬物の父母なり。(天地、萬物之父母也)

『白虎通』天地篇の、

地は天氣の生ずる所、萬物の祖なり。(地者、天氣之所生、萬物之祖也)

『白孔六帖』一引の黎幹の、

萬物の始めは天なり。人の始めは祖なり。(萬物之始、天也。人之始、

祖也)

を引く。

② 蘇輿は、『後漢書』劉陶傳の、

臣聞けり、人、天地に非ざれば以て生を爲す無し、天地、人に非ざれば、以て靈を爲す無し。(臣聞、人非天地無以爲生、天地非人、無以爲

靈)

『莊子』達生篇の、

凡そ貌象聲色有る者は、皆物なり。(凡有貌象聲色者、皆物也)

を引く。

③ 『穀梁傳』莊公三年に、

獨陰生ぜず、獨陽生ぜず、獨天生ぜず。三合して然る後に生ず。故に

曰く、母の子や可なり、天子の子や可なり。尊者は尊稱を取り、卑者は卑稱を取る。(獨陰不生、獨陽不生、獨天不生。三合然後生。故曰、母之子也可、天子之子也可。尊者取尊稱焉。卑者取卑稱焉)とある。また『公羊傳』何休注には「王者は尊んで天子と稱し、衆人は卑しんで母子と稱す」という。

④ 「國邑を以て號と爲す」とは、封ぜられた国の名をもって呼ばれること。たとえば魯公、紀侯、曹伯、楚子など。魯・紀・曹・楚が国名で、公・侯・伯・子は五等の爵である。

⑤ 莊公十年『公羊傳』に、

荆とは何ぞや。州の名なり。州いふは國いふに若かず。國いふは氏いふに若かず。氏いふは人いふに若かず。人いふは名いふに若かず。名いふは字いふに若かず。字いふは子いふに若かず。(荆者何。州名也。州不若國。國不若氏。氏不若人。人不若名。名不若字。字不若子)とある。

⑥ 「閹」は罪を犯して門番となったもの。襄公二十九年「閹弑吳子餘祭」の『公羊傳』に、

閹とは何ぞや。門人なり。刑人なれば則ち曷爲れぞ之を閹と謂ふ。刑人は其の人に非ざるなり。君子は刑人を近づけず。刑人を近づくるは則ち死を輕んずるの道なり。(閹者何。門人也。刑人也。刑人則曷爲謂之閹。刑人非其人也。君子不近刑人。近刑人則輕死之道也)

『穀梁傳』に、

閹は門者なり。寺人なり。名姓を稱せざるは、閹は人に齊しきを得ざればなり。其の君を稱せざるは、閹は其の君を君とするを得ざればなり。(閹、門者也。寺人也。不稱名姓、閹不得齊於人。不稱其君、閹不得君其君也)

とある。「盜」については、哀公四年「四年、春、王三月庚戌、盜殺蔡侯申」の『公羊傳』に、

君を弑するに、賤者は諸を人に窮む。此れ其の盜と稱して以て弑いふは何ぞや。賤者より賤しければなり。賤者より賤しとは孰をか謂ふ。罪人を謂ふなり。(弑君、賤者窮諸人。此其稱盜以弑何。賤乎賤者也。賤乎賤者孰謂。謂罪人也)

『穀梁傳』に、

盜と稱して以て君を弑するは、上下の道を以て道はざるなり。其の君を内にして弑する者を外にするは、弑の道を以て道はざるなり。春秋に三盜有り。微、大夫を殺す、之を盜と謂ふ。取る所に非ずして之を取る、之を盜と謂ふ。中國の正道を辟けて以て利を襲ふ、之を盜と謂ふ。(稱盜以弑君、不以上下道道也。内其君而外弑者、不以弑道道也。春秋有三盜。微殺大夫、謂之盜。非所取而取之、謂之盜。辟中國之正道以襲利、謂之盜)

昭公二十年「秋、盜殺衛侯之兄輒」の『穀梁傳』に、

盜は賤しきなり。(盜、賤也)

とある。賤者である士より身分の低い「閹」や「盜」に対しては国や邑をつけて呼ばないし、名や姓を書かない。『鹽鐵論』周秦篇にも、

『春秋』に罪人は名號無く、之を謂ひて盜と云ふ。刑人を賤しんで之を人倫に絶つ所以なり。故に君は臣とせず、士は友とせず、閹巷に於て容るる所無し。(春秋罪人無名號、謂之云盜、所以賤刑人而絶之人倫也。故君不臣、士不友、於閹巷無所容)

とある。

⑦ 公子慶父は魯の莊公の弟で、子般と閔公を弑し、魯の内乱のきっかけをつくった。閔公元年「冬、齊仲孫來」の『公羊傳』に、

齊仲孫とは何ぞや。公子慶父なり。公子慶父なれば、則ち曷爲れぞ之を齊仲孫と謂ふ。之を齊に繋ぐるなり。曷爲れぞ之を齊に繋ぐ。之を外にするなり。曷爲れぞ之を外にする。春秋は尊者の爲に諱み、親者の爲に諱み、賢者の爲に諱む。(齊仲孫者何。公子慶父也。公子慶父、

則曷爲謂之齊仲孫。繫之齊也。曷爲繫之齊。外之也。曷爲外之。春秋爲尊者諱、爲親者諱、爲賢者諱」

『穀梁傳』に、

其の齊仲孫と曰ふは、之を外にすればなり。其の目せずして仲孫と曰ふは、之を疏とんずればなり。其の齊と言ふは、以て桓を累すればなり。

(其曰齊仲孫、外之也。其不目而曰仲孫、疏之也。其言齊、以累桓也)

とあり、その范寧注に、『目せず』とは、公子慶父と言はざるを謂ふ。皆公子の親を絶去して以て之を外にするを謂ふなり」といふ。前年莊公十二年に公子慶父が出奔した際には「公子慶父如齊」と書かれているが、閔公元年では親者のために諱んで公子とはいわず、「齊仲孫」と書かれた。

「而謂之齊仲孫」を舊本は「而諸母之國齊之仲孫」に作り、盧文弨は『而謂』を、舊本、『而諸母之國』の五字に作るは訛誤なり。今改正す」といつて改め、凌曙・蘇輿もそれに従っている。それに対して劉師培は「盧本改めて『而謂之齊仲孫』と爲す。凌本之に従ふ。『母之國』の三字實は當に刪るべからざるを知らず。公羊家、慶父を以て莊公の母弟と爲さば、則ち母を文姜と爲す。今、『春秋』經は仲孫を以て他國に繫けざるが故に、董氏、其の義を詮して、以て慶父は乃ち齊の出と爲し、因りて之を齊に繫く。此れ亦公羊の古義。惟だ句に脱字有り。疑ふらくは當に『而繫諸母之國稱齊之仲孫』に作るべきならん」といふ。今、劉師培に従う。

⑧ 「人於天也」から「受命於君」までは穀梁の義を用いている。莊公元年『穀梁傳』に、

人の、天に於けるや、道を以て命を受く。其の、人に於けるや、言を以て命を受く。道に若しはざる者は、天之これを絶つ。言に若しはざる者は、人之を絶つ。臣子大いに命を受く。(人之於天也、以道受命於人也。於人也、以言受命。不若於道者、天絶之也。不若於言者、人絶之也。臣子大受命)

とある。

⑨ 莊公十九年「秋、公子結媵陳人之婦于鄆。遂及齊侯宋公盟」の『公羊傳』に、

大夫へ、命を受け、辭を受けず。竟を出でて以て社稷を安んじ國家を利す可き者有れば、則ち之を専らにして可なり。(大夫受命、不受辭。出竟有可以安社稷利國家者、則專之可也)

とあり、その何休注に「是れより先、鄆・幽の會、公比しりに至る。公子結境を出づ。齊宋深く魯を伐つを謀らんと欲するに遭ふが故に専ら君の命を矯めて之と盟し、國家の難を除き、百姓の命を全くす」といふ。

⑩ 隱公五年『公羊傳』に、

天子の三公を公と稱し、王者の後を公と稱し、其餘の大國を侯と稱し、小國を伯子男と稱す。(天子三公稱公、王者之後稱公、其餘大國稱侯、小國稱伯子男)

とあり、隱公三年「八月庚辰、宋公和卒」の何休注に「宋、公と稱するは、殷の後なればなり。王者、二王の後を封じて、地方百里を、爵して公と稱し、之を客待して臣とせず」といふ。

⑪ 「衛侯朔」は衛の惠公で、朔はその名である。桓公十六年「十有一月、衛侯朔出奔齊」の『公羊傳』に、

衛侯朔、何を以て名いふ。絶すればなり。曷なんす爲れぞ之を絶する。罪を天子に得ればなり。其の、罪を天子に得ること奈何。衛朔を守らしめられて、衛の小衆を使はす能はず。越へて岱陰の齊に在り。(衛侯朔、何以名。絶。曷爲絶之。得罪于天子也。其得罪于天子奈何。見使守衛朔、而不能使衛小衆。越在岱陰齊)

とある。『禮記』曲禮下に、

諸侯は生けるに名いはず。(諸侯不生名)

とあるように、諸侯は生きていけるうちは名で呼ばれることはない。しかし衛侯朔は衛の軍隊を統率できなかったので、『春秋』では名を書いて棄絶したのである。曲禮下の鄭注に「諸侯の生けるに名いふは、皆大惡有り。君

子の遠ざくる所にして、名を書して以て之を絶す」とある。

⑫ 蒯聵は衛の靈公の子で、靈公の寵愛する南子を殺そうとして世子を廃され、晋に出奔した。哀公二年に靈公が亡くなると、晋は趙鞅に命じて蒯聵を衛に送り返して復位させようとしたが、戚で齊と衛の連合軍に包囲された。蒯聵は父の命にそむいて衛に返ろうとしたので、方伯が派遣した齊と衛の連合軍に討伐されたのである。哀公三年「春、齊國夏衛石曼姑帥師圍戚」の『公羊傳』に、

齊の國夏、曷爲れぞ衛の石曼姑と師を帥めて戚を圍む。伯討なり。此れ其の伯討と爲すこと奈何。曼姑、命を靈公に受けて輒を立て。曼姑の義を以つてすれば、固より以て之を距つ可きと爲すなり。輒とは曷爲なる者か。蒯聵の子なり。然らば則ち曷爲れぞ蒯聵を立てずして輒を立てる。蒯聵、無道を爲す。靈公、蒯聵を逐ひて輒を立て。然らば則ち輒の義は以て立つ可きか。曰く、可なり。其の可なること奈何。父の命を以て王父の命を辭せず。王父の命を以て父の命を辭す。是れ父の、子に行はるるなり。家の事を以て王の事を辭せず。王の事を以て家の事を辭す。是れ上の下に行はるるなり。(齊國夏、曷爲與衛石曼姑帥師圍戚。伯討也。此其爲伯討奈何。曼姑受命乎靈公而立輒。以曼姑之義、爲固可以距之也。輒者曷爲者也。蒯聵之子也。然則曷爲夫立蒯聵而立輒。蒯聵爲無道。靈公逐蒯聵而立輒。然則輒之義可以立乎。曰、可。其可奈何。不以父命辭王父命。以王父命辭父命。是父之行乎子也。不以家事辭王事。以王事辭家事。是上之行乎下也)

とあり、その何休注に、「方伯の當に討つべき所なり。故に國夏をして兵に首とせしむ」という。

⑬ 定公十三年の「秋、晋趙鞅入于晋陽以叛」を指す。下文の「晋趙鞅歸于晋」の『公羊傳』に、

此れ叛なり。其の歸と言ふは何ぞや。地を以て國を正すなり。其の、地を以て國を正すこと奈何。晋の趙鞅、晋陽の甲を取りて、以て荀寅

と士吉射を逐ふ。荀寅と士吉射は、曷爲なる者か。君側の悪人なり。此れ君側の悪人を逐ふに、曷爲れぞ叛を以て之を言ふ。君命無ければなり。(此叛也。其言歸何。以地正國也。其以地正國奈何。晋趙鞅取晋陽之甲、以逐荀寅與士吉射。荀寅與士吉射者、曷爲者也。君側の悪人也。此逐君側の悪人、曷爲以叛言之。無君命也)

とあるように、趙鞅は晋陽の軍をひきいて君側の悪人である荀寅と士吉射を追いはらった。これは行為自体は善であるが、君の命を奉じて軍を起したわけではないので、『春秋』は「叛」という書き方をしたのである。この何休注に「君命無き者、兵を操りて國に郷ふ。故に初め之を『叛』と謂ふ。後、其の意、君側の悪人を逐はんと欲するを知るが故に其の、兵を釋くを録するに、『歸』と書して以て之を赦す。君子は意を誅して事を誅さず」という。

⑭ 「媵女」はこしいれの際に嫁する女に従つていった女性。同姓の国から来ることもある。僖公八年「秋、七月、禘于太廟、用致夫人」の『公羊傳』に、

用とは何ぞや。用とは宜しく用ふべからざるなり。致とは何ぞや。致とは宜しく致すべからざるなり。禘用て夫人を致すは、禮に非ざるなり。夫人何を以て姜氏と稱せざる。貶するなり。曷爲れぞ貶する。妾を以て妻と爲すを譏るなり。其の、妾を以て妻と爲すと言ふこと奈何。蓋し齊の媵女の先に至る者に脅さるるならん。(用者何。用者不宜用也。致者何。致者不宜致也。禘用致夫人、非禮也。夫人何以不稱姜氏。貶。曷爲貶。譏以妾爲妻也。其言以妾爲妻奈何。蓋脅于齊媵女之先至者也)とあり、その何休注に「僖公、本、楚の女を聘して嫡と爲す。齊先づ其の女を致し、僖公を脅して、用て嫡と爲さしむ」という。

原文は「妾不奉君之命則媵女先至者是也」とあるが、前後の構文からすると、「則」字の下に結果をあらわす語がきて、「媵女先至者」はその例であるはずである。そこで劉師培は『則』の下、一字を脱す」というのであ

ろう。今劉師培に従い、「則」字の下に一字脱しているとみる。強いて入れるとしたら傳に出てくる「貶」あたりか。

⑮ 桓公十八年「公與夫人姜氏遂如齊」の『公羊傳』に、

公何を以て「及夫人」と言はざる。夫人外なればなり。夫人外なるは何ぞや。内辭なり。其の實夫人、公を外にするなり。（公何以不言及夫人。夫人外也。夫人外者何。内辭也。其實夫人外公也）

とあり、その何休注に「時に夫人、齊侯に淫して公を譖（そし）譖る。故に爾云ふ」という。『春秋』の正例では「公及夫人如齊」と書くべきなのに、「及」という字を使わなかったのは、魯の桓公の夫人である姜氏が齊の襄公と姦通し、襄公とはかつて桓公を濼に誘いだして殺そうとしたからである。

⑯ 蘇輿は、「案ずるに、爲人者天篇に『傳曰、唯天子受命於天。天下受命於天子。一國則受命於君。君命順則民有順命。君命逆則民有逆命。故曰、一人有慶、兆民賴之、此之謂也』の一節有り。疑ふらくは是れ此の處の錯簡ならん。本篇の下文は上と類せず。當に別に一篇と爲すべし」という。

⑰ 惠棟（『校釋』引）は『孔子曰』の下は當に另に一則と爲すべし、郊祀篇に係る」といい、冒廣生（『校釋』引）は「當に郊語篇の『畏聖人之言』の下に在るべし、下、『彼豈無傷害予人』云云に接す」といい、譚獻の『董子』では郊語篇に移している。

⑱ 『論語』季氏に、
孔子曰く、君子に三畏有り。天命を畏れ、大人を畏れ、聖人の言を畏る。（孔子曰、君子有三畏。畏天命、畏大人、畏聖人之言）

とある。蘇輿は、何晏『集解』の「吉に順ひ兇に逆ふは天の命なり。大人とは即ち聖人。天地と其の徳を合し、深遠にして知り易かる可からざるは、則ち聖人の言なり」を引いて、「案ずるに、大人とは位に在る者を謂ふ」という。

⑲ 郊祭を行う場合、事前に卜し、もし結果がよくなければいけにえの動物をとりかえる。『春秋』にはその例が三度見える。

夏、四月、四卜郊。不從。乃免牲。猶三望。（僖公三十一年）

夏、四月、三卜郊。不從。乃免牲。（襄公七年）

夏、四月、四卜郊。不從。乃不郊。（襄公十一年）

⑳ 宣公三年「春、王正月、郊牛之口傷。改卜牛。牛死。乃不郊。猶三望」の何休注に「宣公、牲を養ふに、謹敬ならず、潔清ならずして災あるを譏る。至尊に事ふるを重んずるが故に其の簡甚を詳録す」という。

㉑ 鼯鼠に郊牛の角がかじられる例は三度ある。

七年、春、王正月、鼯鼠食郊牛角。改卜牛。鼯鼠又食其角。乃免牛。（成公七年）

鼯鼠食郊牛。牛死。改卜牛。（定公十五年）

成公七年の何休注に、「鼯鼠とは鼠中の微なる者なり。角、上に生えるは、指逆の象なり。『易京房傳』に曰く、『天を祭りて慎しまざれば、鼯鼠、郊牛の角を食す』と。『又食』と書するは、魯覺悟せず、重ねて災有るを重んじ録するなり」という。

㉒ 「牛を食す」の例

鼯鼠食郊牛。改卜牛。（哀公元年）

㉓ 「食して死す」の例

鼯鼠食郊牛。牛死。改卜牛。（定公十五年）

㉔ 「食して生く」の例

鼯鼠食郊牛。改卜牛。（哀公元年）

㉕ 「食せずして自ら死す」「卜を改めて牛死す」の例

三年、春、王正月、郊牛之口傷。改卜牛。牛死。乃不郊。猶三望。（宣公三年）

㉖ 「卜して其の角を食す」の例

七年、春、王正月、鼯鼠食郊牛角。改卜牛。鼯鼠又食其角。乃免牛。（成公七年）

⑲ 『五經異義』に、「公羊説に云ふ、鼯鼠初めて牛角を食するは、咎は有司に在り。又食するは、咎は人君に在り」とあり、定公十五年『公羊傳』「曷爲不言其所食。漫也」の何休注に、「漫とは徧へに其の身を食す。災あるは不敬なり。牛死するを擧げて重しと爲さず。復た食するを擧ぐるは、内の災は甚しければなり」という。また『穀梁傳』「不敬莫大焉」の范寧注に、「定公、不敬最も大なり。故に天災最も甚し」という。

⑳ 『春秋』に弑君が三十六回あるという指摘は王道篇・滅國上篇・盟會要篇などにも見える。

㉑ 『春秋』に亡國が五十二回あるという指摘は王道篇・滅國上篇・盟會要篇などにも見える。

㉒ 宣公十五年、秋に「初めて畝に税した」結果、その冬に蝗が大発生するという災害がおこった。宣公十五年「冬、蝗生」の『公羊傳』に、

此れ其の蝗生ずと言ふは何ぞや。蝗の生ずるは書さず。此れ何を以て書す。之を幸へばなり。之を幸ふとは何ぞや。猶ほ之を受く云爾と曰ふがごとし。之を受く云爾とは何ぞや。上、古を變へ常を易ふ。是に

應じて天災有り。(此其言蝗生何。蝗生不書。此何以書。幸之也。幸之者何。猶曰受之云爾。受之云爾者何。上變古易常。應是而有天災)

とある。

【現代語訳】

順命第七十

父は子にとって天のような存在であり、祖父は父にとって天のような存在である。天がないのに生まれることはありえない。天は万物にとって祖先である。万物は天という存在がなければ生まれない。陰だけでも生まれず、陽だけでも生まれぬ。陰と陽が天地と交わってはじめて(万物が)生まれるのである。だから天から生まれた子は尊く、母から生まれた子は卑しい。尊

いものには尊い名称がつけられ、卑しいものには卑しい名称がつけられる。だから徳が天地と匹敵するものを皇帝といい、天が尊とんで子とみなすことから天子と呼ばれる。その次序は(公・侯・伯・子・男)五等の爵をもうけて尊び、いづれも国や邑の名称で呼ばれる。天地の間に徳のないものは、州・国・人・氏でもって呼ばれる。さらに行いがひどいものは国や邑の名称で呼ばれることはなく、骨肉や人倫の關係から断ち切られ、「閹」や「盜」と呼ばれる。天地の間に名姓や号氏が存在しないものは、卑賤である士より卑賤なのである。このように尊いものはきわめて高く、それより上に加えることはできない。卑賤なものはきわめて卑賤で、それより下の存在はない。

『春秋』における尊卑爵位の高下の並べ方は、全編を通して一貫していてわかりやすく、たとえ闇愚なものであってもはつきり理解できる。たとえば公子慶父は罪が重いので国名をつけて呼んではならない。ただ王の親族であるがゆえに、諱んで齊仲孫といつて、「公子」という名称を取り去ったのである。だから天命を奉じられない大罪があるものはすべて親屬關係から切り棄てられるのである。人は天に対しては道によって命を受け、人に対しては言葉によって命を受ける。道に従わないものは、天のほうから關係が断ち切られる。言葉に従わないものは、人のほうから關係が断ち切られる。臣子が君から命を受け、退出して国境を出たならば、社稷や国家に危険がせまった場合にのみ、みづから命令を發して判断を下すことができる。鄆の盟がそれである。

天子は天から命を受け、諸侯は天子から命を受け、子は父から命を受け、臣妾は君から命を受け、妻は夫から命を受ける。これら命を受けるものにとつていちばん尊いものは天である。だからいづれも天から命を受けるといつてもよい。天子が天の命を奉じることができなければ、その天子は廢されて「公」と呼ばれる。王者の後裔がそれである。公や侯が天子の命を奉じることができなければ、公侯という名称は廢絶されて、公や侯の位につくことはできない。衛侯朔がそれである。子が父の命を奉じることができなければ、

方伯の討伐をうけるという罪にあたる。衛の世子蒯聵がそれである。臣が君の命を奉じることができなければ、たとえその行いが善であつても「叛」という書き方をされる。「晉の趙鞅、晉陽に入りて以て叛す」というのがそれである。妾が君の命を奉じることができなければ、□。つきそいの女が嫁より先にやってきたのがそれである。妻が夫の命を奉じることができなければ、夫婦関係は断絶する。『春秋』の記載に「及」という字を用いないのがそれである。天に従わないものの罪はこれほど重大なのである。

孔子はいう、「天命を畏れ、大人を畏れ、聖人の言葉を畏れる」と。社稷・宗廟・山川・鬼神を祭る場合、正しいやり方で行わなかったとしても災害はおこらない。ところが天を祭つても天がその祭祀を享けない場合には、トで吉が出ず、(いけにえの)牛の口が傷つけられ、鼯鼠が牛の角をかじる。その場合、牛の角をかじったといつたり、かじられて牛が死んだといつたり、かじられたが牛は生きていたり、かじられていないのに牛が死んだり、トをしておしたのに牛が死んだり、トをしたあとに牛の角がかじられたりした。このように過失に軽重があり、その結果(引き起される)災害にも大小があるので、よく推察しなければならぬ。郊祭の異変から、災害が発生する原因を推測すれば、この異変は人為的なものではない。あらゆる異変が、人にはその原因がわからないのに、異変のほうからやってくるのを見れば、何を言うことができようか。以上のことからおそるべきものを考えると、誅絶の権を握っているのはただ天だけではないだろうか。臣が君を弑し、子が父を弑する例は、『春秋』に三十数例ある。それ以外の卑賤なものが弑した例は数えきれない。以上のことから考えると、おそるべきものはただ天命と大人だけではないだろうか。『春秋』に国が亡んだ例は五十数例ある。いづれもおそれるといふことに注意を怠つたものである。ましてや大人をおそれないとするとなおさらである。大人が誅殺の権を握っているのであれば、君が滅びるのにどれくらい時間が必要であろうか(すく滅びる)。魯の宣公は聖人の言葉にそむいて、古くからの制度を変更し平生のやり方を改めたので、災害がす

ぐに発生したのである。聖人の言葉は慎重に承らなければならない。この三つのおそるべきものは、内容は異なるが行きつく先は同じである。だから聖人はこの三つを同じこととみて、おそるべきものであるといふのである。

郊事對第七十一

『漢書』董仲舒傳に、「仲舒、家に在りて、朝廷如し大議有れば、使者及び廷尉張湯をして其の家に就きて之に問はしむ。其の對、皆明法有り」とあるが、本篇「郊事對第七十一」は、それらの内の一つなのであろうか。本篇は張湯の問いに対して董仲舒が答える形で展開する。篇名が示すとおり、郊祭についての問答である。

董仲舒は、まず郊祭が天子の祭りの中で最も重要であること、それ故に正月上辛の日に執り行われること、そして犠牲となる牛についての決まりを述べる。次に魯が周公を祭るとき、白牲という純牲(本来天子が天地を祭るときに用いる犠牲)を用いる理由、すなわち周公が成王を支えた賢者であるためであることを述べる。次に魯が郊祭を執り行った根拠、すなわち周公が成王を聖人の域にまで導いたことの功績によるものであることを述べる。次に、魯が郊祭を執り行うときに用いる犠牲が、混じりけのない驛糶であることを述べる。最後に宗廟を祭るときに慎重な態度について述べる。

郊事對第七十一

廷尉臣湯昧死言。臣湯承制、以郊事問故膠西相仲舒。

臣仲舒對曰、所聞、古者天子之禮、莫重於郊。郊常以正月上辛者、所以先百神而最居前。禮三年喪、不祭其先、而不敢廢郊。郊重於宗廟、天尊於人也。王制曰、祭天地之牛繭栗。宗廟之牛握。賓客之牛尺。此言德滋美、而牲滋微也。春秋曰、魯祭周公用白牡、色白貴純也。帝牲、在滌三月。牲貴肥潔、而

不食其大也。凡養牲之道、務在肥潔而已。駒犢未能勝芻豢之食。莫如令食其母便。

臣湯謹問仲舒。魯祀周公用白牡、非禮也。

臣仲舒對曰、禮也。

臣湯問、周天子用騂犢、羣公不毛。周公諸公也。何以得用純牲。

臣仲舒對曰、武王崩、成王立、而在襁褓之中。周公繼文武之業、成二聖之功、德漸天地、澤被四海。故成王賢而貴之。詩云、無德不報。故成王使祭周公以白牡、上不得與天子同色、下有異於諸侯。臣仲舒愚以爲、報德之禮。

臣湯問仲舒。天子祭天、諸侯祭土。魯何緣以祭郊。

臣仲舒對曰、周公傳成王、成王遂及聖。功莫大於此。周公聖人也。有祭於天道、故成王令魯郊也。

臣湯問仲舒。魯祭周公用白牡。其郊何用。

臣仲舒對曰、魯郊用純騂犢。周色上赤。魯以天子命郊、故以騂。

臣湯問仲舒。祠宗廟、或以鶩當鳧、(鶩)〔鳧〕〔非〕〔當〕〔鳧〕〔鶩〕①、可用否。

仲舒對曰、鶩非鳧、鳧非鶩也。臣聞、孔子入太廟、每事問、慎之至也。陛下祭、躬親齋戒沐浴、以承宗廟、甚敬謹。奈何以鳧當鶩、鶩當鳧。名實不相應、以承大廟、不亦不稱乎。臣仲舒愚以爲、不可。臣犬馬齒衰、賜骸骨、伏陋巷。陛下乃幸使九卿、問臣以朝廷之事。臣愚陋曾不足以承明詔、奉大對。臣仲舒昧死以聞。

【校記】

① 「非」 兪樾は後文に「仲舒對曰、鶩非鳧、鳧非鶩也」「奈何以鳧當鶩、鶩當鳧」とあることから、「非」は「當」ではないかと言う。ただ、その場合、「鳧」と「鶩」を入れ替えるべきではないか。とすべきではないか。今、兪樾に従い、「非」を「當」に改め、さらに意をもって「或以鶩當鳧、

鳧當鶩」と改める。

【書き下し文】

廷尉臣湯①昧死して②言ふ。臣湯、制を承け、郊事を以て故の膠西の相仲舒に問ふ③。

臣仲舒對へて曰はく、「聞く所、古は天子の禮、郊より重きもの莫し。郊は常に正月上辛を以てするは、百神に先んじて最も前に居る所以なり④。禮に三年の喪、其の先を祭らざるも、敢へて郊を廢せず⑤。郊は宗廟より重く、天は人より尊きなり。『王制』に曰はく、『天地を祭るの牛は藟栗。宗廟の牛は握。賓客の牛は尺』⑥と。此れ徳は滋ます美にして、牲は滋ます微かなるを言ふなり。『春秋』に曰はく、『魯は周公を祭るに白牡を用ふ』⑦と。色白きは純なるを貴ぶなり。『帝牲は、滌に在ること三月』⑧とあり。牲は肥潔なるを貴び、其の大なるを食らざるなり。凡そ牲を養ふの道は、肥潔なるに在るに務むるのみ。駒犢は未だ芻豢の食に勝ふ能はず⑨。其の母に食はしむるの便に如くは莫し」と。

臣湯謹んで仲舒に問ふ、「魯、周公を祀るに白牡を用ふるは、非禮なるか」⑩と。

臣仲舒對へて曰はく、「禮なり」と。

臣湯問ふ、「周の天子は騂犢を用ひ、羣公は不毛もてす⑪。周公は諸公なり。何を以て純牲を用ふるを得るや」と。

臣仲舒對へて曰はく、「武王崩じて、成王立ちて、襁褓の中に在り。周公は文武の業を繼ぎ、二聖の功を成し、徳、天地に漸し、澤、四海を被ふ。故に成王は賢として之を貴ぶ。『詩』に云ふ、『徳無くんば報いず』⑫と。故に成王は、周公を祭るに白牡を以てし、上は天子と色を同じうせざるも⑬、下は諸侯に異なること有らしむ。臣仲舒愚にして以爲へらく、徳に報ひるの禮なり」と。

臣湯、仲舒に問ふ、「天子は天を祭り、諸侯は土を祭る」⑭とあり。魯は何に縁りて以て郊を祭るか」と。

臣仲舒對へて曰はく、「周公は成王に傳たりて、成王遂に聖に及ぶ。功、此より大なるは莫し。周公は聖人にして、天を祭るの道有り。故に成王、魯をして郊せしむるなり」と。

臣湯、仲舒に問ふ、「魯は周公を祭るに白牡を用ふ。其の郊には何をか用ふる」と。

臣仲舒對へて曰はく、「魯、郊には純なる騂犂を用ふ。周、色は赤を上ぶ。魯は天子の命を以て郊す、故に騂を以てす」⑮と。

臣湯、仲舒に問ふ、「宗廟を祠るに、或いは鶩を以て鳧に當て⑯、鳧を鶩に當つ、用ふべきか否か」と。

仲舒對へて曰はく、「鶩は鳧に非ず、鳧は鶩に非ざるなり。臣聞く、『孔子太廟に入りては、事毎に問ふ』⑰とは慎しみの至りなり。陛下は祭るに、躬親ら齋戒沐浴して、以て宗廟を承け、甚だ敬謹しむ。奈何ぞ鳧を以て鶩に當て、鶩を鳧に當つる。名實相應せずして⑱、以て大廟を承くるは、亦不稱ならずや。臣仲舒愚にして以爲へらく、不可なり。臣犬馬⑲齒衰へ、骸骨を賜ひ⑳、陋巷に伏す。陛下は乃ち幸に九卿㉑をして、臣に問ふに朝廷の事を以てせしむ。臣愚陋にして、曾ち以て明詔を承けて大對を奉ずるに足らず。臣仲舒昧死して以て聞す」と。

【注】

① 「廷尉」とは裁判や刑罰を掌る職名。『漢書』百官公卿表に「廷尉、秦の官、刑辟を掌り、正・左・右監有り、秩皆千石」とある。「湯」は張湯、杜陵の人。『漢書』列伝卷二十九にその伝がある。

② 「昧死」は「死を昧す」の意。上書するとき、おそればばかる意味を表す常套句。

③ 『漢書』董仲舒傳に、膠西の相として赴任し、またその職を辞した事情が記されている。また、同じく「董仲舒傳」には、

仲舒、家に在りて、朝廷如し大議有れば、使者及び廷尉張湯をして其の家に就きて之に問はしむ。其の對、皆明法有り。(仲舒在家、朝廷如有大議、使使者及廷尉張湯就其家而問之、其對皆有明法)

とあり、「郊事對篇」の内容は、朝廷と董仲舒とのやりとりの一つであると考えられる。

④ 「正月上辛」 『春秋』成公十七年「九月辛丑、用郊」の条の『公羊傳』に、

用とは何ぞ。用とは宜しく用ふべからざるなり。九月は用て郊する所に非ざるなり。然らば則ち郊曷れに用ふる。郊には正月上辛を用ふ。或いは曰はく、用ひて然る後に郊す、と。(用者何。用者不宜用也。九月、非所用郊也。然則郊曷用。郊用正月上辛。或曰用然後郊)

とあり、その『解詁』に、

魯の郊は博く春三月を卜ふに、正月と言へるは、因つて百王の正しく當に用ふべき所なるを見すなり。三王の郊は一ら夏正を用ふるに、正月と言へるは、春秋の制なり。正月は歳首にして、上辛は尤ほ始新のごとし。皆其の首先の意に取る。日いふは辛を用ふるは例なるを明かにす。郊せざれば則ち日はいはず。(魯郊博卜春三月、言正月者、因見百王正所當用也。三王之郊一用夏正、言正月者、春秋之制也。正月者歳首、上辛尤始新。皆取其首先之意。日者明用辛例。不郊則不日)

とあり、「正月」は一年の最初の月であること、また「上辛」の「辛」は「始新」の「新」であることを述べ、いづれも首先という意味を持つという。

凌曙は、『禮記』郊特牲の「郊の辛を用ふるは、周の始めて郊するとき、日以て至れるなり」の盧植の注に、

辛の言たる、自ら新たに絜らかにするを言ふなり。(辛之爲言、言自新絜也)

また鄭玄の注に、

辛日を用ふるは、凡そ人君と爲りては、當に齊戒して自ら新しくすべきのみ。(用辛日者、凡爲人君、當齊戒自新耳)

とあるのを引く。

- ⑤ ここは、郊祭を何よりも重視することを述べている。『繁露』郊祭第六十七にも、同様の内容が述べられている。

『春秋』の義、國に大喪有れば、宗廟の祭りを止どめ、郊祭を止めず。

郊祭を止めざるは、敢て父母の喪を以て、天に事ふるの禮を廢せざればなり。父母の喪は、至つて哀痛悲苦なるも、尚ほ敢へて郊を廢せざるなり。孰か以て郊を廢するに足る者あらんや。故に其の、禮に在りては、亦、「喪には祭らず、唯だ天を祭るのみ、喪を越えて事を行ふを爲す」と曰ふ。夫れ古の、天を畏敬して天の郊を重んずること、此の如く甚しきなり。(春秋之義、國有大喪者、止宗廟之祭、而止郊祭。不止郊祭者、不敢以父母之喪、廢事天地之禮也。父母之喪、至哀痛悲苦也、尚不敢廢郊也。孰足以廢郊者。故其在禮、亦曰、喪者不祭、唯祭天、爲越喪而行事。夫古之畏敬天而重天郊、如此甚也)

- とあり、本篇と同様の内容が述べられている。また、『禮記』王制にも、喪には三年祭らず、唯だ天地社稷を祭るのみ。(喪三年不祭、唯祭天地社稷)とある。

- ⑥ ここは『禮記』王制に、

天地を祭るの牛は、角は繭栗、宗廟の牛は、角は握、賓客の牛は、角は尺。

(祭天地之牛、角繭栗、宗廟之牛、角握、賓客之牛、角尺)とあるのを指す。

「繭栗」とは、その形状から言つたもの。凌曙は『漢書』の顔師古注に、「牛角の形、或いは繭の如く、或いは栗の如し。其の小なるを言ふ」とあるのを引く。

「握」は、その長さから言つたもので、四本の指を並べた長さ。右に引用した一節の鄭玄注に「握は、長じて膚を出でざるを謂ふ」とある。

- ⑦ 魯が周公を祭るときに白牡を用いたことは、『春秋』文公十三年「世室屋壞」の条の『公羊傳』に見える。そこには、

魯、周公を祭るに、何を以て牲と爲す。周公には白牲を用ひ、魯公には騂牝を用ひ、群公には不毛なり。(魯祭周公、何以爲牲。周公用白牲、魯公用騂牝、群公不毛)

とあり、その『解詁』に、

白牡は、殷の牲なり。周公死し、王禮有るも、謙りて敢へて文武と同じくせざるなり。夏の黒牡を以てせざるは、周の文を改め、當に夏を以てすべきかと嫌ふにて、嫌ひを辟くるなり。騂牝は赤脊、周の牲なり。魯公は諸侯なるを以て嫌はず。故に周制に従ひ、脊を以て差と爲す。不毛は、純色ならず、尊祖より降る所以なり。(白牡、殷牲也。周公死、有王禮、謙不敢與文武同也。不以夏黒牡者、(謙)改周之文、當以夏、辟嫌也。騂牝赤脊、周牲也。魯公以諸侯不嫌。故從周制、以脊爲差。不毛、不純色、所以降于尊祖)

とある。また『校釋』は、『詩』魯頌「閟宮」に「白牡騂剛」とあり、『毛傳』に、

白牡は周公の牲なり。騂剛は魯公の牲なり。(白牡周公牲也。騂剛魯公牲也)とあるのを引く。

- ⑧ 「帝牲は、滌に在ること三月」の一文は『春秋』宣公三年の「三年春王正月、郊牛之口傷。改卜牛。牛死。乃不郊。猶三望」の条の『公羊傳』に見える。その『解詁』に、

滌は宮の名、帝牲を三年に養ふの處なり。之を滌と謂ふは、其の蕩滌せられて潔清なるに取る。三年なるは、各おの一月を主り、三月は一時なれば、以て其の天性を充たすに足るに取る。(滌宮名、養帝牲三

牢之處也。謂之滌者、取其蕩滌潔清。三牢者、各主一月、取三月一時、足以充其天性)

とある。これによれば「滌」とは囲みの名。洗い流して清潔にするの意味を持つ。『校釋』は、『禮記』郊特性に、

帝牛必ず滌に在ること三月。(帝牛必在滌三月)

とあり、また蔡邕『獨斷』卷上に、

帝の牲牢は三月す。外牢に在ること一月、中牢に在ること一月、明牢に在ること一月。明堂に近づくを謂ふなり。三月一時は已に肥ゆるに足る。之を徙すこと三月なるは、其の潔らかなるを示すなり。(帝牲牢三月、在外牢一月、在中牢一月、在明牢一月、謂近明堂也。三月一時已足肥矣。徙之三月、示其潔也)

とあるのを引く。

⑨ 「駒」は子馬。「犢」は子牛。「芻豢」については、『説文』に「牛馬を芻と曰ひ、犬豕を豢と曰ふ」とある。蘇輿は『周禮』の鄭玄注に、「牛羊を養ふを芻と曰ひ、犬豕の若きは則ち豢と曰ふ」とあるのを引く。「芻豢の食」とは『校釋』が言うように、牲畜を養う飼料の意とする。

⑩ 周公を祀るときに白牡を用いたことは、『春秋』文公十三年「世室屋壞」の条の『公羊傳』に見える。原文は注⑦に引いているので参照されたい。ここは、周公は諸公であるのに、どうして純毛の白牡を用いることができたのかという問いである。注⑩も併せて参照のこと。

⑪ 「周の天子は駢欄を用い、羣公は不毛を用いる」ことは注⑦参照。『校釋』は『禮記』明堂位に、
夏后氏、牲は黒を尚ぶ、殷は白牡、周は駢剛なり。(夏后氏牲尚黒、殷白牡、周駢剛)

とあるのを引く。なお本篇では「駢欄」に作り、「禮記』明堂位では「駢剛」に作っているが、『校釋』は『剛』は「欄」と通ず」と言う。さらに『校釋』は、『周禮』地官「牧人」に、

凡そ陽祀には駢牲を用い、之を毛す。(凡陽祀用駢牲、毛之)とあり、その鄭玄の注に、

之を毛すとは、純毛を取るなり。(毛之、取純毛)とあるのを引く。

⑫ この詩の出典は『詩』大雅「抑」。

言として讎ひざること無く、徳として報いざること無し。(無言不讎、無徳不報)

とある。『讎』は『毛傳』に「用なり」とあるのに従った。

⑬ 「天子は駢欄を用い」とあり、赤色である。注⑦に引く『解詁』に「駢欄は赤脊」とある。

⑭ この一文は、『春秋』僖公三十一年「夏四月。四卜郊不從。乃免牲。猶三望」の条の『公羊傳』に、

天子は天を祭り、諸侯は土を祭る。(天子祭天、諸侯祭土)とある。その『解詁』に、

郊は、天を祭る所以なり。土は社を謂ふなり。諸侯の祭る所、社より重きもの莫し。(郊者、所以祭天也。土謂社也。諸侯所祭、莫重於社)とある。諸侯たる魯が、どうして郊を祭ることができるのかという問いである。

⑮ 「周は赤を上ぶ」とあり、魯は天子の命によって郊祭を執り行うことから赤色である「駢欄」を用いるという。注⑦に引く『解詁』に「駢欄は赤脊、周の牲なり」とあるのを参照。

⑯ 「鷩」は、あひる。「鳧」は、かも。『校釋』は『爾雅』釋鳥に、「舒鳧は鷩なり」とあり、その郭注に、「鴨なり」とあり、また『禮記』曲禮の『正義』に、「鳧は野鴨(かも)の名なり。鷩は家鴨(あひる)の名なり」とあるのを引く。

⑰ ここは『論語』八佾に、
子、太廟に入りて、事毎に問ふ。(子入太廟、毎事問)

とあるのを指す。

- ⑱ 名実が一致しない例として、蘇輿は、『漢書』郊祀志下に、
莽、遂に鬼神を崇めて淫祀し、其の末年に至りて、天地六宗より以下、
諸小鬼神に至るまで、凡そ千七百か所、三牲・鳥獸三千餘種を用ふ。
後に備ふる能はず、乃ち雞を以て鶩鴈に當て、犬もて麋鹿に當つ。數
しば自ら以て當に僣すべしと下詔す。語は其の傳に在り。(莽遂崇鬼神
淫祀、至其末年、自天地六宗以下至諸小鬼神、凡千七百所、用三牲鳥
獸三千餘種。後不能備、乃以雞當鶩鴈、犬當麋鹿。數下詔自以當僣。
語在其傳)

とあるのを引く。ここには王莽が「鶩・鴈」の代わりに「雞」を用い、「麋
・鹿」の代わりに「犬」を用いたことが記されている。

- ⑲ 「犬馬」は、自分のことを謙つて言つたもの。『校釋』は「人臣の君主に
對する謙稱」とする。
- ⑳ 「賜骸骨」は、辭職を許されたの意。『校釋』は「致仕退休」の意とする。
- ㉑ 「九卿」 凌曙は、「太常」「光祿」「衛尉」「太僕」「廷尉」「大鴻臚」「宗
正」「大司農」「少府」を指すという。『校釋』も同じ。

【現代語訳】

郊事對第七十一

廷尉である湯は、おそれながら上書して申し上げます。湯は、制書を承り、
郊事のことを故の膠西の相仲舒にお尋ねします。

仲舒が答えて言うに、「聞く所によれば、古は天子の礼の中で、郊より重要
なものはありません。郊祭を常に正月上辛の日に行うのは、百神に先んじて
最初にあるからです。礼では三年の喪の間、その祖先を祭りませんが、決し
て郊祭を廃止することはありません。郊は宗廟より重要で、天は人より尊い
ものです。『玉制』に曰う、『天地を祭る場合の牛の角は藟栗のもの。宗廟を

祭るときの牛の角は握のもの。賓客をもてなすときの牛の角は尺のもの」と。
これは徳が盛んであればあるほど、犠牲はますます微小であることを言うの
です。『春秋』に曰う、『魯は周公を祭るときに白牡を用いる』と。色が白を
用いるのは純粋であることを貴ぶのです。『帝牲は、滌に三か月いる』と。牲
は肥えて潔らかであることを貴び、その大きなものを食らないうです。凡そ
犠牲を養うやり方としては、肥えて潔らかであることに務めるだけです。子
馬や仔牛はまだ芻藁の飼料を食べることはできません。その母に養わせる
のが最も好都合です」と。

湯は、謹んで仲舒に尋ねますに、「魯が周公を祀る際に白牡を用いるのは、
礼にかなっていないのですか」と。

仲舒が答えて言うに、「礼にかなっています」と。

湯が尋ねますに、「周の天子は騂犗を用い、羣公は不毛を用います。周公は
諸公です。どういう理由で純牲を用いることができるのですか」と。

仲舒が答えて言うに、「武王が崩御し、成王が即位しましたが、幼かったの
です。(そこで)周公は文王・武王の偉業を継いで、二聖の功を完成し、徳沢
は天地四海にゆきわたりました。だから成王は周公を賢者として貴んだので
す。『詩』に云う、『徳が無ければ報いない』と。だから成王は、周公を祭る
ときに白牡を用い、天子とは色を同じくはしないが、諸侯とは異なるように
しました。わたくし仲舒は、徳に報いた礼だと愚考いたします」と。

湯が、仲舒に尋ねますに、「(『公羊傳』)に『天子は天を祭り、諸侯は土を
祭る』とありますが、魯はどういう根拠で郊を祭るのですか」と。

仲舒が答えて言うに、「周公は成王に養育係として仕え、成王はやがて聖に
まで及んだ。その功績は、これより大きいものはないでしょう。周公は聖人
であり、(そういう人には)天を祭る道理も有りました。だから成王は、魯
に郊祭をさせたのです」と。

湯が、仲舒に尋ねますに、「魯は周公を祭る際に白牡を用いる。その郊祭に
は何を用いるのですか」と。

仲舒が答えて言うに、「魯は、郊祭には混じりけのない駢軋を用いる。周は色は赤を尊ぶ。魯は天子の命によつて郊を祭るのです。だから駢軋を用います」と。

湯が、仲舒に尋ねますに、「宗廟を祠る際に、あひるを鴨に代用したり、鴨をあひるに代用することがありますが、代用することはできるのですかできないのですか」と。

仲舒が答えて言うに、「あひるは鴨ではありませんし、鴨はあひるではありません。私は『孔子は太廟に入ると、一つ一つ問うた』と聞いていますが、それは慎重の極みです。陛下は祭りに際して、自ら齋戒沐浴して宗廟を奉祀し、たいそう慎まれます。どうして鴨をあひるに代用したり、あひるを鴨に代用したりするのでしょうか。名実が一致しないまま、大廟を奉祀するのは、なんと不適切なことでしょう。わたくし仲舒は用いることはできないと愚考いたします。わたくしは卑しい年寄り、骸骨を賜ひ、狭苦しい路地裏に住んでおります。それにもかかわらず陛下は幸にも九卿殿をお遣わしになり、わたくしに朝廷の事をお尋ねになりました。わたくしは愚かで卑しい身の上、とても明詔を承つてお答えを奉るには足りません。わたくし仲舒、恐れながら申し上げる次第です」と。

執贄第七十二

本篇は、天子、公侯、卿、大夫が、それぞれ相見するときの礼物とその意味について説明する。蘇輿が指摘しているが、「土」「庶人」場合の礼物については記載がない。

天子は鬯酒、公侯は玉、卿は子羊、大夫は雁を用いるという。説明は大夫の「雁」から始まり、卿の「子羊」、公侯の「玉」、天子の「鬯酒」へと進む。

雁は必ず謹んで隊列組んで進み、民の上にあつて随行を従えて進む長者に

似ており、それ故に大夫は雁を礼物とするという。

子羊は角を用いることが無く、捕らえられても殺されても鳴かず、母に食事を与えられるときは跪ひざまずいて受けるところは、それぞれ仁を好む者、道義に命を捧げる者、礼を知る者に似ており、それ故に卿は子羊を礼物とするという。

玉は潤いがあり、角立っていても傷つけず、それらの点が仁、義の徳を備えた君子に似ており、それ故に公侯は玉を礼物とするという。

鬯酒ちやうしゆは香ばしい香りを天にまで到達させ、純粹であることは他と比べようもないことは聖人と同じであり、それ故に王は鬯酒を礼物とするという。

執贄第七十二

凡執贄、天子用暢、公侯用玉、卿用羔、大夫用雁。

雁乃有類於長者。長者在民上、必施然有先後之隨、必倣然有行列之治。故大夫以爲贄。

羔有角而不任。設備而不用、類好仁者。執之不鳴、殺之不諦、類死義者。羔食於其母、必跪而受之、類知禮者。故羊之爲言猶祥與。故卿以爲贄。

玉有似君子。子曰、人而不曰如之何如之何者、吾末如之何也矣。故匿病者不得良醫、羞問者聖人去之。以爲遠功而近有災。是則不有。玉至清而不蔽其惡。內有瑕穢、必見之於外。故君子不隱其短、不知則問、不能則學、取之玉也。君子比之玉、玉潤而不汚。是仁而至清潔也。廉而不殺、是義而不害也。堅而不斲、(過)(和)①而不濡。視之如庸、展之如石。(狀如石)②搔而不可(從)

③繞。潔白如素、而不受汚。玉類備者。故公侯以爲贄。

暢有似於(聖人)④。聖人者、純仁淳粹、而有知之貴也。擇於身者、盡爲德音。發於事者、盡爲潤澤。積美(陽)(暢)⑤芬香以通之天。暢亦取百香之心、獨末之、合之爲一、而達其臭、氣暢于天。其淳粹無擇、與聖人一也。故天子以爲贄、而各以事上也。觀贄之意、可以見其事。

【校記】

- ① 「過」 劉師培が「過」は「和」の仮借字であるといい、『校釋』がそれを是とするのに従い、「過」を「和」に改める。
- ② 「状如石」 蘇輿がこの三字を衍字とするのに従い、削除する。
- ③ 「從」 俞樾が衍字とするのに従い、削除する。
- ④ 「聖人」 紀昀(『校釋』引)、俞樾に従い、「聖人」の二字を補う。
- ⑤ 「陽」 董箋本(『校釋』引)及び孫詒讓に従い、「陽」を「暢」に改める。

【書き下し文】

① 凡そ贄を執るに、天子は暢②を用ひ、公侯は玉を用ひ、卿は羔を用ひ、大夫は雁を用ふ。

雁は乃ち長者に類する有り。長者は民の上に在り、必ず施然として先後の隨有り、必ず倣然として行列の治有り③。故に大夫は以て贄と爲す。

羔④は角有るも任ぜず。設け備ふるも用ひざるは、仁を好む者に類す。之を執るも鳴かず、之を殺すも諦かざるは、義に死する者に類す⑤。羔は其の母に食せらるるとき、必ず跪きて之を受くるは、禮を知る者に類す⑥。故に羊の言たる猶ほ祥のごときか。故に卿は以て贄と爲す。

玉は君子に似たる有り。子曰はく、「人にして之を如何せん之を如何せんといはざる者は、吾之を如何ともすること未きのみ」⑦と。故に病を匿す者は良醫を得ず、問ふを羞づる者は聖人之を去る。以て功を遠ざけて災有るを近づくと爲す。是れ則ち有⑧とせず。玉は至清にして其の惡を蔽はず。内に瑕穢有れば、必ず之を外に見はす⑨。故に君子、其の短を隠さず、知らざれば則ち問ひ、能くせざれば則ち學ぶ⑩は、之を玉に取るなり。君子は、之を玉に比ぶ。玉は潤にして汚れず。是れ仁にして至つて清潔なり。廉にして殺さず、是れ義にして害はざるなり⑪。堅きも磐ならず⑫、和するも濡ならず。之を

視れば庸の如きも、之を展れば石の如し。搔くも繞むるべからず。潔白なること素の如くにして、汚れを受けず。玉は備ふる者に類す。故に公侯以て贄と爲す。

暢⑬は聖人に似たる有り。聖人とは、純仁淳粹にして、知の貴きこと有るなり。身に擇ぶ者、盡く德音と爲る。事に發する者、盡く潤澤と爲る。美暢の芬香を積みて以て之を天に通ぜしむ。暢も亦百香の心を取り、獨り之を末にし、之を合して一と爲し、其の臭を達し、氣は天に暢ぶ⑭。其の淳粹にして擇ぶ無きこと、聖人と一なり⑮。故に天子は以て贄と爲す。而して各おの以て上に事ふるなり。贄の意を觀れば、以て其の事を見るべし。

【注】

① 相見するときの礼物「贄」については、諸家も取り上げているように様々な文献に記述がある。まとまった記載があるものとしては、『說苑』修文篇に、

天子は鬯を以て贄と爲す。鬯とは百草の本なり。上は天に暢び、下は地に暢び、暢びざる所無し。故に天子は鬯を以て贄と爲す。諸侯は圭を以て贄と爲す。圭とは玉なり。薄けれども撓まず。廉あるも劇らず、中に瑕有れば、必ず外に見はる。故に諸侯は玉を以て贄と爲す。卿は羔を以て贄と爲す。羔とは羊なり。羊は羣るるも黨せず。故に卿は以て贄と爲す。大夫は鴈を以て贄と爲す。鴈は行列するに長幼の禮有り。故に大夫は以て贄と爲す。士は雉を以て贄と爲す。雉は指食籠狎して之を服すべからず。故に士は雉を以て贄と爲す。庶人は鶩を以て贄と爲す。鶩は鶩鶩なり。鶩鶩は它心無し。故に庶人は鶩を以て贄と爲す。(天子以鬯爲贄。鬯者百草之本也。上暢於天、下暢於地、無所不暢。故天子以鬯爲贄。諸侯以圭爲贄。圭者玉也。薄而不撓。廉而不劇、有瑕於中、必見於外。故諸侯以玉爲贄。卿以羔爲贄。羔者羊也。羊羣而不

黨。故卿以爲贄。大夫以鴈爲贄。鴈者行列有長幼之禮。故大夫以爲贄。士以雉爲贄。雉者不可指食籠狎而服之。故士以雉爲贄。庶人以鶩爲贄。鶩者鶩鶩也。鶩鶩無它心。故庶人以鶩爲贄。

とあり、また『白虎通』瑞贄篇に、

臣、君に見ゆるに贄有るは何ぞ。贄とは質なり。己の誠を質し、己の恂幅を致すなり。王者は臣子の心に縁りて以て之が制を爲し、其の尊卑を差して以て其の意に副ふなり。公侯、玉を以て贄と爲すは、玉は其の燥なるも軽からず、濕なるも重からざるに取り、公侯の徳の全きを明らかにするなり。卿は羊を以て贄と爲す。羔は其の群るるも黨せざるに取る。卿の職は忠を盡くして下を率ゐるに在りて阿黨せざるなり。大夫、雁を以て贄と爲すは、其の飛ぶに行を成し、止まるに列を成すに取るなり。大夫の職は命を奉じて四方に適くに在り。動作は當に能く自ら正しくして以て君に事ふべきなり。士、雉を以て贄と爲すは、其の之を誘ふに食を以てし、之を備すに威を以てすべからざるに取る。必ず死して生畜すべからず。士の行ひ耿介にして、節を守り義に死して、當に移轉すべからざるなり。曲禮に曰はく、卿は羔、大夫は雁を以てし、士は雉を以て贄と爲し、庶人の贄は匹。童子は贄を委きて退く。野外・軍中にて贄無きときは纓・拾・矢を以てして可なり、と。必ず贄有るを言ふなり。(臣見君有贄何。贄者質也。質己之誠、致己之恂幅也。王者縁臣子心以爲之制、差其尊卑以副其意。公侯以玉爲贄者、玉取其燥不輕、濕不重、明公侯之徳全也。卿以羔爲贄。羔者取其群不黨。卿職在盡忠率下、不阿黨也。大夫以雁爲贄者、取其飛成行、止行列也。大夫職在奉命適四方、動作當能自正以事君也。士以雉爲贄者、取其不可誘之以食、備之以威、必死不可生畜。士行耿介、守節死義、不當移轉也。曲禮曰、卿羔、大夫以雁、士以雉爲贄、庶人之贄疋。童子委贄而退。野外軍中無贄、以纓拾矢可也。言必有贄也)

とある。いずれも天子より庶人に至るまでの「贄」の記載があるが、この

「執贄篇」では、大夫までの記載しかない。蘇輿が言うようにこの篇には闕文があるのかもしれない。

また、右に引用した『白虎通』瑞贄篇にも一部引かれているが、『禮記』曲禮下に、

凡そ摯は、天子は鬯、諸侯は圭、卿は羔、大夫は雁、士は雉、庶人の摯は匹。(凡摯、天子鬯、諸侯圭、卿羔、大夫雁、士雉、庶人之摯匹)とある。「摯」は「贄」と同じ。『校釋』は、『周禮』春官「大宗伯」の「禽を以て六摯と作し、以て諸臣を等しくす」(以禽作六摯、以等諸臣)の鄭玄注に、

摯の言たる至なり。執りて以て自ら致す所なり。(摯之言至。所執以自致也)

とあるのを引く。

② 「暢」は盧文弨が「暢と鬯とは同じ」と言い、凌曙が「暢、鬯は古今の字」と言うように「鬯」で、「鬯酒」のこと。

③ ここでは「雁」が整然と秩序正しく飛翔するさまを述べている。このこととは注①に引く『說苑』修文篇に「鴈は行列するに長幼の禮有り」とあり、同じく『白虎通』瑞贄篇に「其の飛ぶに行を成し、止まるに列を成す」とある。蘇輿はさらに『春秋』莊公二十四年「戊寅、大夫宗婦覲、用幣」の条の『解詁』に、

雁は其の人の上に在りて、先後に行列すること有るに取る。(雁取其在上、有先後行列)

とあるのを引く。

「施然」は「ゆつくり」の意。蘇輿が『詩』王風「丘中有麻」に、「將ふ其れ來りて施施たれ。」(將其來施施)の『毛傳』に、「施施とは、進み難きの意なり。」(施施、難進之意)とあるのを引き、また『校釋』が「緩緩前進」のさまと言うのに従う。

「俶然」は「謹んで隊列を整える」と解する。蘇輿は『釋名』釋親屬に、

「叔も亦傲なり、嫂を見て傲然として却退するなり」（叔亦傲也、見嫂傲然却退也）とあり、『一切經音義』十三引く『字林』に、「蹶踏は進まざるなり。惟だ先後に行列すること有り。故に若し却退するも而も敢へて競進せざるなり。」（蹶踏、不進也。惟有先後行列。故若却退而不敢競進）とあるのを引き、『校釋』が「恭敬にして徐行」のさまと云うのに従う。

④ 「羔」は子羊。『詩』召南「羔羊」の「羔羊之皮」の『毛傳』に「小なるを『羔』と曰ひ、大なるを『羊』と曰ふ」とある。

⑤ 『春秋』莊公二十四年「戊寅、大夫宗婦覲、用幣」の条の『解詁』にも、羔は其の執らふるも鳴かず、之を殺すも號せざるに取る。乳するときは必ず跪きて之を受くるは、義に死し禮を知る者に類するなり。（羔取其執之不鳴、殺之不號。乳必跪而受之、類死義知禮者也）とある。

⑥ 注⑤参照。また蘇輿は『白虎通』衣裳篇に、羔とは、跪乳するに取る。遜順するなり。（羔者、取跪乳、遜順也）とあるのを引く。また『校釋』は同じく「朝聘篇」に、卿は羔を執る。其の跪乳するに取る。禮有るなり。（執羔、取其跪乳、有禮也）とあるのを引く。

⑦ 『論語』衛靈公篇に、子曰はく、之を如何せん之を如何せんといはざる者は、吾之を如何ともする末きのみ。（子曰、不曰如之何如之何者、吾末如之何也已矣）とある。『論語』と比べると本篇では「人而」の二文字が多い。『校釋』は「不曰」を「不仁」に作る本があり、『論語』の「人而不仁」との混同があるものと捉えている。

⑧ 「有」は「友」の意とする。蘇輿が、『釋名』釋言語に、友は有なり。相保有するなり。（友、有也。相保有也）『荀子』大略篇に、

友とは、相有する所以なり。（友者、所以相有也）『白虎通』綱紀篇に、

友とは、有なり。（友者、有也）とあるのを引くのに従う。

⑨ 「玉」については、注①に引く『說苑』修文篇、『白虎通』瑞鬯篇も参照のこと。さらに『春秋』莊公二十四年「戊寅、大夫宗婦覲、用幣」の条の『解詁』にも、

玉は其の至清にして自ら其の惡を蔽はざるに取る。潔白にして汚を受せず、内は堅剛にして外は温潤なるは、徳を備ふるの君子に似たる有り。（玉取其至清而不自蔽其惡。潔白而不可汚、内堅剛而外温潤、有似乎備徳之君子）とある。

⑩ 曾字康（『校釋』引）は、類似の表現が『呂氏春秋』謹聽篇、『說苑』敬慎篇、『荀子』非十二子篇などに見えると指摘する。『呂氏春秋』謹聽篇には、太上は之を知り、其の次は其の知らざるを知り、知らざれば則ち問ひ、能くせざれば則ち學ぶ。（太上知之、其次知其不知、不知則問、不能則學）とあり、『說苑』敬慎篇には、

知らざれば則ち問ひ、能くせざれば則ち學ぶ。智ありと雖も必ず質して、然る後に之を辯ず。（不知則問、不能則學。雖智必質、然後辯之）とある。

⑪ 「玉」と「君子」とを関連づけて述べるものとして、蘇輿は、『禮記』聘義に、夫れ昔者君子は徳を玉に比せり。温潤にして澤あるは、仁なり。縝密にして以て栗なるは、知なり。廉にして巖らざるは、義なり。（夫昔者君子比徳於玉焉。温潤而澤、仁也。縝密以栗、知也。廉而不巖、義也）とあり、また『初學記』二十七に引く『五經通義』に、

玉に五徳有り。温潤にして澤なるは、智に似たる有り。鋭くして害はざるは、仁に似たる有り。抑ふるも撓まざるは、義に似たる有り。内に瑕有るも、必ず外に見はるるは、信に似たる有り。之を垂るること墜つるが如きは、禮に似たる有り。(玉有五徳。温潤而澤、有似于智。鋭而不害、有似于仁。抑而不撓、有似于義。有瑕于内、必見于外、有似于信。垂之如墜、有似于禮)

とあり、また『白虎通』瑞贄篇に引く『禮王度記』に、

玉は、君子の徳に象ること有り。燥なるも輕からず、濕なるも重からず、薄けれども撓まず、廉あるも傷つけず、疵あるも掩はず。是を以て人君は之を寶とす。(玉者、有象君子之徳。燥不輕、濕不重、薄不撓、廉不傷、疵不掩。是以人君寶之)

とあるのを引く。

⑫ 「堅きも堅ならず」については、「堅」を「堅い」の意味に取り、一応「内は(堅いが(外は)堅くなく」と訳したがどうであろうか。蘇輿は『荀子』法行篇に、

堅剛にして屈せず。(堅剛而不屈)

とあり、また『管子』水地篇に、

夫れ玉は温潤にして以て澤なるは、仁なり。鄰にして以て理なるは知なり。堅にして而も蹙らざるは義なり。(夫玉温潤以澤、仁也。鄰以理者、知也。堅而不蹙、義也)

とあるのを引く。これによれば、「堅きも堅ならず」全体で「堅い」の意味と捉えるのであろう。『校釋』は王道焜刊本が「堅」を「磨」に作るのに従い、『論語』陽貨篇に、

堅しと曰はずや。磨して磷ららず。(不曰堅乎。磨而不磷)

とあり、その意味だとする。『校釋』も「磨いても薄くならないほどに堅い」の意味と捉えるのであろう。一説としておく。

⑬ 「鬯」は様々な草花の粉末を酒に混ぜて作られるという。それ故に香り

も立ち、旨いという。蘇輿は『白虎通』考黜篇に、

鬯とは、百草の香鬱金を以て合はせて之を釀し、鬯を成爲す。(鬯者、以百草之香鬱金而合釀之、成爲鬯)

とあり、また同じく『白虎通』考黜篇に引く『王度記』に、

天子は鬯、諸侯は薰、大夫は芑蘭、士は兼、庶人は艾。(天子鬯、諸侯薰、大夫芑蘭、士兼、庶人艾)

とあるのを引く。

また、孫詒讓(『札逸』)は、『漢書』禮樂志「郊祀歌」の「百末の旨酒、布蘭生」の顔師古注に、

百末は、百草華の末なり。百草華の末を以て酒に雜ふ。故に香りて且つ美きなり。事は春秋繁露に見ゆ。(百末、百草華之末也。以百草華末雜酒、故香且美也。事見春秋繁露)

とあるのを引く。

⑭ 「鬯」と「聖人」とを関連づけた表現としては、『春秋』莊公二十四年「戊寅、大夫宗婦觀、用幣」の条の『解詁』に、

鬯は其の芬芳、上に在りて、臭ひ天に達して、醇粹にして擇ぶ無く、聖人に似たる有るに取る。故に執る所を視れば其の任とする所を知る。(鬯取其芬芳在上、臭達于天、而醇粹無擇、有似乎聖人。故視所執而知其所任矣)

とある。

また、蘇輿は天子に「客禮」がないにもかかわらず「贄」がある理由を説明したものととして、『通典』七十五に、

天子に客禮無し。亦贄有るは、神祇に事ふるの道有るを明らかにす。故に贄を須めて以て心を表す。故に巡狩して山川に至りて之に告ぐる所有れば、鬯酒を用ひ、盛るに大璋・中璋を以てす。(天子無客禮亦有贄者、明有事神祇之道、故須贄以表心。故巡狩至于山川有所告之、用鬯酒、盛以大璋・中璋)

とあるのを引く。これによれば、神祇すなわち天地の神々に仕えるためのものであるという。

【現代語訳】

執贄第七十二

凡そ相手に見えるときの礼物は、天子は鬯酒を用い、公侯は玉を用い、卿は子羊を用い、大夫は雁を用いる。

雁はといえば、長者に似たところがある。長者は民の上において、必ずゆつくりと進む随行が先後にいて、(雁のように) 必ず謹んで隊列を整えて進む。だから大夫は雁を礼物とする。

子羊は角はあるが役に立たない。備えてはいるが用いないのは、仁を好む者に似ている。子羊が捕らえられても鳴かず、殺されても泣かないのは、道義に命を捧げる者に似ている。子羊がその母に食事を与えられるとき、必ず跪いて受けとるのは、礼を知っている者に似ている。だから羊という言葉葉はちようど「祥」の意味のようなものだ。だから卿は子羊を礼物とする。

玉は君子に似たところがある。孔子は、「人でこのことをどうしよう、このことをどうしようと言わない者は、私にはどうしようもない」と言った。だから病気を隠す者は良医を得られないし、質問することを恥じる者は、聖人は遠ざかる。よって功績を遠ざけて災害を近づけるとする。このような人は友としない。玉は至って清く、その悪を覆い隠さない。内に疵があれば、必ずそれを外に現す。だから君子が、その短所を隠さず、知らなければ質問し、よくできなければ学ぶのは、玉から取っているのである。君子を玉になぞらえる。玉は潤いがあつて汚れない。(君子で言えば)これは仁であつて至って清潔である。角立っているが傷つけない。(君子で言えば)これは義であつて人を害しない。(内は)堅いが(外は)堅くなく、温和であるが柔弱でない。ちよつと見ると普通だが、よく見ると石のようだ。掻きむしっても撓めること

はできない。潔白なことは白糸のようで、汚れを受けない。玉は徳を備えた者に似ている。だから公侯は玉を礼物とする。

鬯酒は聖人に似たところがある。聖人とは、純仁淳粹で、貴い知を持つている。我が身を選んでことは、すべて(人々への)徳のある立派な言葉となり、それを事に發揮すれば、すべて(人々への)恩恵となる。立派な鬯酒のこうばしい香りを積みあげて天にまで到達させる。鬯酒も亦百の草花の香の核心を取り、ただそれを粉末にし、合わせて一つにして、その臭いを行き渡らせ、その気は天にまで広がる。その純粹で他と比べようもないことは、聖人と同じである。だから天子は鬯酒を礼物とする。かくして各おの上に仕えるのである。礼物の意味をよく察すればその事情を知ることができる。

山川頌第七十三

本篇は、題名が示すように、山と川とを称えた内容になっている。

前半は、山の、広大で険しく永久に存在し続けるさまが、仁人、志士に似ているという。山は多くの恵みを施し、多くの功績を残すが自慢しないことから、君子は山に喩えられるという孔子の言葉を引用し、山の徳を称える内容になっている。

後半は、川の水の様々な有りようを、それぞれ力ある者、公平で偏らない者、明察な者、知ある者、天命を知る者、善く教化する者、勇気ある者、徳ある者に似ているといひ、川の水を称える内容になっている。ただ、最後に『論語』の「逝く者は斯くの如きかな。晝夜を舍かず」を引いて、「此を之れ謂ふなり」と結び、いわゆる古注の悲観的な解釈とは異なり、前向きの言葉として解釈しているのは興味深い。

山川頌第七十三

山則龍從崑崙、摧嵬嵬巍①、久不崩隨、似夫仁人志士。孔子曰、山川神祇立、寶藏殖、器用資、曲直合。大者可以爲宮室臺榭、小者可以爲舟輿(浮瀟)「椽楹」②。大者無不中、小者無不入。持斧則斫、(折)「持」③。鎌則艾。生人立、禽獸伏、死人入。多其功而不言。是以君子取譬也。且積土成山無損也。成其高無害也。成其大無虧也。小其上、泰其下。久長安、後世無有去就、儼然獨處、惟山之(意)「惠」④。詩云、節彼南山、惟石巖巖、赫赫師尹、民具爾瞻、此之謂也。

水則源泉混混法云、晝夜不竭、既似力者。盈科後行、既似持平者。循微赴下、不遺小間、既似察者。循谿谷不迷或、奏萬里而必至、既似知者。障防(山而)「止之」⑤、能清淨、既似知命者。不清而入、潔清而出、既似善化者。赴千仞之壑(入)⑥而不疑、既似勇者。物皆困於火、而水獨勝之、既似武者。咸得之而生、失之而死、既似有德者。孔子在川上曰、逝者如斯夫。不舍晝夜。此之謂也。

【校記】

- ① 「龍從崑崙、摧嵬嵬巍」 盧文弨、俞樾は、『說苑』雜言篇に「龍從崑崙」とあることで、ここには衍字があるのではないかとする。その可能性は大きい、文字を確定し難いので一応このままにしておく。なお、『說苑』雜言篇の一節は【注】②を参照のこと。
- ② 「浮瀟」 蘇輿に従い「椽楹」に改める。
- ③ 「折」 盧文弨に従い「持」に改める。
- ④ 「意」 孫詒讓に従い「惠」(「德」)に改める。
- ⑤ 「山而」 蘇輿が引く漢魏本に従い「止之」に改める。
- ⑥ 「入」 劉師培に従い、衍字として削除する。

【書き下し文】

山川頌①第七十三

② 山は則ち龍從崑崙、摧嵬嵬巍③にして、久しく崩隨せざるは、夫の仁人志士に似たり④。孔子曰はく、「山川神祇⑤立ち、寶藏殖え、器用に資し、曲直合す⑥。大なる者は以て宮室臺榭を爲るべく、小なる者は以て舟輿椽楹⑦を爲るべし。大なる者中らざる無く、小なる者入らざる無し。斧を持ちては則ち斫り、鎌を持ちては則ち艾る。生人立ち、禽獸伏し、死人入る⑧。其の功多きも言はず⑨。是を以て君子は譬へを取るなり」と。且つ土を積みて山を成すも損なふこと無きなり。其の高きを成すも害ふこと無きなり。其の大を成すも虧くこと無きなり。其の上を小とし、其の下を泰とす。久しく長く安らかにして、後世にも去就有ること無く、儼然として獨り處るは、惟だ山の惠なるのみ。詩に云はく、「節たる彼の南山、惟れ石巖巖たり、赫赫たる師尹は、民具に爾を瞻る」⑩とは、此を之れ謂ふなり。

水は則ち源泉混混法⑪として、晝夜竭きざるは、既に力ある者に似たり。科を盈たして後に行く⑫は、既に平を持する者に似たり⑬。微に循ひ下ぎに赴き、小間を遺さざるは、既に察する者に似たり⑭。谿谷に循ひて迷ひ或はず、萬里を奏むも必ず至るは、既に知る者に似たり⑮。障防して之を止むるも、能く清淨なるは、既に命を知る者に似たり。清からずして入るも、潔清にして出づるは、既に善く化する者に似たり⑯。千仞の壑に赴くも疑れざるは、既に勇なる者に似たり⑰。物皆火に困しむも、水獨り之に勝つは、既に武なる者に似たり。咸之を得て生まれ、之を失ひて死するは、既に徳有る者に似たり⑱。孔子、川の上に在りて曰はく、「逝く者は斯くの如きかな。晝夜を舍かず」⑲とは、此を之れ謂ふなり。

【注】

- ① 「頌」は、ほめ称えるの意。『校釋』は『詩』序に、

頌とは、盛徳の形容を美し、其の成功を以て神明に告ぐる者なり。(頌者、美盛徳之形容、以其成功告於神明者也)

とあるのを引く。また董天工(『校釋』引)は「此れ山水の功を言ふ。山は木を生ずるを以て言ひ、川は流行するを以て言ふ」と言う。

② 本篇と似かよった内容が『說苑』雜言篇に見える。ただ異なる点は、『說苑』雜言篇では子貢の、智者はなぜ水を樂しむのか、また仁者はなぜ山を樂しむのかという問い(『論語』雍也篇の「知者樂水、仁者樂山」を踏まえたものである)に孔子が答える形を取っていること、また「川」に関する一節が「山」に関する一節の前に置かれていること、引用されている『詩經』の詩などが挙げられる。以下に示す。

夫れ智者は何を以て川を樂しむや。曰はく、泉源潰潰として、晝夜を釋かざるは、其れ力ある者に似たり。理に循ひて行き、小間を遺さざるは、其れ平を持する者に似たり。動きて下に之くは、其れ禮有る者に似たり。千仞の壑に赴きて疑れざるは、其れ勇ある者に似たり。障防するも清きは、其れ命を知る者に似たり。清からずして以て入り、鮮潔にして出づるは、其れ善く化する者に似たり。衆人、平を取り、品類して以て正し、萬物之を得れば則ち生まれ、之を失へば則ち死するは、其れ徳有る者に似たり。淑淑淵淵として、深きこと測るべからざるは、其れ聖なる者に似たり。天地の間に通潤して、國家以て成る。是れ知の水を樂しむ所以なり。詩に云ふ、思に泮水を樂しむ、薄か其の茆を採る、魯侯戻り止る、泮に在りて酒を飲むとは、水を樂しむを之れ謂ふなり。(夫智者何以樂水也。曰、泉源潰潰、不釋晝夜、其似力者。循理而行、不遺小間、其似持平者。動而之下、其似有禮者。赴千仞之壑而不疑、其似勇者。障防而清、其似知命者。不清以入、鮮潔而出、其似善化者。衆人取平、品類以正、萬物得之則生、失之則死、其似有德者。淑淑淵淵、深不可測、其似聖者。通潤天地之間、國家以成。是知之所以樂水也。詩云、思樂泮水、薄採其茆、魯侯戻止、在泮飲酒。

樂水之謂也)

夫れ仁者は何を以て山を樂しむや。曰はく、夫れ山は龍從竄巖にして、萬民の觀仰する所なり。草木焉に生じ、衆物焉に立ち、飛禽焉に萃まり、走獸焉に休み、寶藏焉に殖え、奇夫焉に息ひ、羣物を育みて倦まず。四方並びに取りて焉を限らず。雲風を出だして天地の間に通氣せしめ、國家以て成る。是れ仁者の山を樂しむ所以なり。詩に曰はく、太山巖巖、魯侯是れ瞻るとは、山を樂しむを之れ謂ふなり。(夫仁者何以樂山也。曰、夫山龍從竄巖、萬民之所觀仰。草木生焉、衆物立焉、飛禽萃焉、走獸休焉、寶藏殖焉、奇夫息焉、育羣物而不倦焉。四方並取而不限焉。出雲風通氣于天地之間、國家以成。是仁者之所以樂山也。詩曰、太山巖巖、魯侯是瞻。樂山之謂也)

また、『韓詩外傳』卷三に、問ふ者曰はく、夫れ智者は何を以て水を樂しむや。曰はく、夫れ水なる者は、理に緣りて行き、小間を遺さざること、智有る者に似たり。動きて下きに之くこと、禮有る者に似たり。深きを蹈みて疑れざること、勇有る者に似たり。障防するも清きこと、命を知る者に似たり。險しきを歴て遠きを致し、卒に成りて毀たざるは、徳有る者に似たり。天地以て成り、羣物以て生じ、國家以て寧らかに、萬事以て平らかに、品物以て正し。此れ智者の水を樂しむ所以なり。詩に曰はく、思に泮水を樂しむ、薄か其の茆を採る、魯侯戻り止る、泮に在りて酒を飲むとは、水を樂しむを之れ謂ふなり。(問者曰、夫智者何以樂於水也。曰、夫水者、緣理而行、不遺小間、似有智者。動而之下、似有禮者。蹈深不疑、似有勇者。障防而清、似知命者。歷險致遠、卒成不毀、似有德者。天地以成、羣物以生、國家以寧、萬事以平、品物以正。此智者所以樂於水也。詩曰、思樂泮水、薄採其茆、魯侯戻止、在泮飲酒。樂水之謂也)

問ふ者曰はく、夫れ仁者は何を以て山を樂しむや。曰はく、夫れ山なる者は、萬民の觀仰する所なり。草木焉に生じ、萬物焉に植え、飛鳥焉に集まり、走獸焉に休ひ、四方益ます焉に取與し、雲を出だし風を道き、天地の間に窺たりて、天地以て成り、國家以て寧らかなり。是れ仁者の山を樂しむ所以なり。詩に曰はく、太山巖巖、魯邦瞻る所なりとは、山を樂しむを之れ謂ふなり。(問者曰、夫仁者何以樂於山也。曰、夫山者、萬民之所觀仰也。草木生焉、萬物植焉、飛鳥集焉、走獸休焉、四方益取與焉、出雲道風、從乎天地之間、天地以成、國家以寧。是仁者所以樂於山也。詩曰、太山巖巖、魯邦所瞻。樂山之謂也)

とあり、また『尚書大傳』(『太平御覽』四百十九引)にも、

子張曰はく、仁者何ぞ山を樂しむや。孔子曰はく、夫れ山は愷然として高し。愷然として高ければ則ち何ぞ樂しむや。夫れ山には草木焉に生じ、鳥獸焉に蕃え、財用焉に殖ゆ。(子張曰、仁者何樂於山也。孔子曰、夫山者愷然高。愷然高則何樂焉。夫山草木生焉、鳥獸蕃焉、財用殖焉)

とあり、いずれも本篇と内容的に重複する内容を持つている。

- ③ 「巖崑崙崔」、「摧嵬隤巍」、いずれも山の高く険しいさまを言う。【校記】
①にも述べたが、注②に引く『說苑』雜言篇では「巖崑崙崔」となっている。

④ 劉師培は『御覽』三十八に引く『韓詩外傳』にも、「山が仁人志士に似ている」という表現があると指摘している。そこには、

夫れ山は萬人の觀仰する所、材用焉に生じ、寶藏焉に植え、飛禽焉に萃まり、走獸焉に伏し、物群を育みて倦まざるは、夫の仁人志士に似たる有り。是れ仁者の山を樂しむ所以なり。(夫山萬人之所觀仰、材用生焉、寶藏植焉、飛禽萃焉、走獸伏焉、育物群而不倦、有似夫仁人志士、是仁者所以樂山也)

とある。

⑤ 凌署の注に、

馬融曰はく、天には神と曰ひ、地には祗と曰ふ。(馬融曰、天曰神、地曰祗)

とある。天の神を「神」、地の神を「祗」という。

⑥ 『校釋』は『尚書』洪範に、

木には曲直を曰ふ。(木曰曲直)

とあるのを引き、平らでまっすぐな木と湾曲した木とを合わせ用いる事を意味するという。『今註今譯』も同じ。今、これに従う。

⑦ 【校記】②に述べたように、もと「浮瀟」に作る。惠棟、盧文弨が「桴楫」に作り、凌署本、董箋本(『校釋』引)も「桴楫」に作る。蘇輿は「浮瀟」では意味が無く、また「桴楫」では上の「舟」と意味が重複するとして、「接楸」の訛りではないかという。蘇輿は、『淮南子』主術篇に「大なる者は以て舟航柱梁と爲し、小なる者は以て楫楔と爲す」とあり、王念孫の『楫楔』は『集韻』引「接楸」に作る、小梁なり。亦『莊子』在宥篇に見ゆ。」を引く。『莊子』在宥篇には「桁楊接楸」とある。ここでは蘇輿に従い、「接楸」とする。くさび、かせの意。

⑧ 「生人立ち、禽獸伏し、死人入る」について蘇輿は、『荀子』堯問篇に子貢、孔子に問ひて曰はく、賜は人の下と爲るも未だ知らず、と。孔子曰はく、人の下と爲る者は、其れ猶ほ土のごときなり。深く之を拍れば而ち甘泉を得、之を樹うれば而ち五穀蕃り、草木殖ち、禽獸育はれ、生くるものは則ち焉に立ち、死するものは則ち焉に入る。其の功多きも、恵とせず。人の下と爲る者は、其れ猶ほ土のごときなり、と。(子貢問於孔子曰、賜爲人下而未知也。孔子曰、爲人下者乎、其猶土也。深拍之而得甘泉焉、樹之而五穀蕃焉、草木殖焉、禽獸育焉、生則立焉、死則入焉。多其功、而不恵。爲人下者、其猶土也)

とあり、『說苑』臣術篇に、

孔子曰はく、人の下と為る者は、其れ猶ほ土のごときか。之に種うぬれば則ち五穀こ焉こに生じ、之を掘れば則ち甘泉こ焉こに出で、草木こ焉こに植こえ、禽獸こ焉こに育こみ、生人こ焉こに立ち、死人こ焉こに入る。其の功多きも言はず。人の下と為る者は、其れ猶ほ土のごときか。(孔子曰、為人下者、其猶土乎。種之則五穀生焉、掘之則甘泉出焉。草木植焉、禽獸育焉、生人立焉、死人入焉。多其功而不言。為人下者、其猶土乎)

⑨ この「功績は多いが自慢しない」という表現には、道家的な発想が感じられて興味深い。同類の表現が『説苑』雜言篇には、

孔子曰はく、夫れ水なる者は、君子は徳を焉こに比す。遍あまく予ふるも私する無きは、徳に似たり。(孔子曰、夫水者、君子比徳焉。遍予而無私、

似徳)

とあるが、「山」を述べる箇所ではなく、「水」を述べる箇所であり、本篇と異なる。

また、蘇輿は、『尚書大傳』略説に、

夫れ山は草木こ焉こに生じ、鳥獸こ焉こに蕃ふえ、財用こ焉こに殖こえ、財用を生ずるも焉こを私爲する無く、四方皆焉こを伐るも、毎つねに焉こを私予する無し。(夫山草木生焉、鳥獸蕃焉、財用殖焉、生財用而無私爲焉、四方皆伐焉、每無私予焉)

とあり、さらに蘇輿及び『校釋』は、『藝文類聚』卷六、『北堂書鈔』卷五十七引『墨子』佚文に、

禽子問ふ、天と地と孰いづれか仁なる、と。墨子曰はく、翟、地を以て仁と爲す。太山の上にては則ち神を焉こに封じ、培塿ほうろうの側には則ち松柏を生ず。下は黍苗莞蒲ぶを生じ、水は鼃龜げんき魚ぎよを生ず。民は焉こに衣し、焉こに食し、焉こに家し、焉こに死す。地は終に徳を責とめず。故に翟、地を以て仁と爲す。(禽子問天與地孰仁。墨子曰、翟以地爲仁。太山之上、則

封神焉、培塿之側、則松柏。下生黍苗莞蒲、水生鼃龜魚。民衣焉、

食焉、家焉、死焉、地終不責徳焉。故翟以地爲仁)

とあるのを引く。

⑩ 出典は『詩』小雅「節南山」。『毛傳』に、「節」は「高峻の兒」、「巖巖」は「積石の兒」、「赫赫」は「顯盛の貌」、とある。

⑪ 『孟子』離婁篇に、

徐子曰はく、仲尼亟しばしば水を稱して曰はく、水なるかな水なるかな、と。何をか水に取るや、と。孟子曰はく、原泉混混として、晝夜を舍かず。科なに盈みちて後に進み、四海に放たる。本有る者は是かくの如し。是れを之れ取るのみ。(徐子曰、仲尼亟稱於水曰、水哉水哉、何取於水也。孟子曰、原泉混混、不舍晝夜。盈科而後進、放乎四海。有本者如是。是之取爾)

とあり、これは尽きることなく湧き出て流れる水を稱賛した一節で、本篇と共通する。「混混沄沄」は、水が湧き出て流れ、尽きることのないさまを表す。

⑫ 注①参照。「科」は、くぼみ、あなの意。

⑬ 「持平」は、公平で偏らない意。注②に引く『説苑』雜言篇には「理に循したがひて行き、小間を遺のこさざるは、其れ平を持する者に似たり」とある。しかし、その「理に循したがひて行き、小間を遺のこさず」の部分は、本篇の「微ひくに循したがひ下ひくきに赴き、小間を遺のこさざるは、既に察する者に似たり」のそれと近いと言えるが、「平を持する者」と「既に察する者」とは内容の上から同一とは言えない。注⑭も併せて参照のこと。

⑭ 同類の表現として、蘇輿は、『荀子』宥坐篇に、

淖しやくやく約やくにして微達するは、察するに似たり。(淖約微達、似察)とあり、『説苑』雜言篇に、

綿弱にして微達するは、察するに似たり。(綿弱而微達、似察)とあるのを引く。

⑮ 注②に引く『韓詩外傳』卷三には、

理に緣りて行き、小間を遺さざるは、知有る者に似たり。(緣理而行、不遺小間、似有知者)

とある。本篇の「察する者」と『韓詩外傳』卷三の「知ある者」とは、同じと考えてよいか。

⑩ 同類の表現が、注②に引く『說苑』雜言篇に、

不清以て入れ、鮮潔以て出だすは、其れ善く化する者に似たり。(不清以入、鮮潔以出、其似善化者)

とある。また『校釋』は、『大戴禮』勸學篇に、

清からざるを苞裹して以て入れ、鮮潔以て出だすは、善く化するに似たり。(苞裹不清以入、鮮潔以出、似善化)

とあるのを引く。

⑪ 「疑」は、蘇輿に従い、恐れるの意とする。蘇輿は根拠として、『列女傳』

貞順篇に、「夫人節を守り、流死するも疑れず」(夫人守節、流死不疑)、『荀子』宥坐篇「其れ百仞の谷に赴くも懼れざるは、勇あるに似たり」(其赴百仞之谷不懼、似勇)とあるのを引く。

⑫ 同類の表現として、注②に引く『說苑』雜言篇に、

衆人、平を取り、品類して以て正し、萬物之を得れば則ち生まれ、之を失へば則ち死するは、其れ徳有る者に似たり。(衆人取平、品類以正、萬物得之則生、失之則死、其似有徳者)

とある。蘇輿は、『荀子』宥坐篇に、

孔子曰はく、夫れ水は大いに徧ねく諸生を與ふるも無爲なるは、徳あるに似たり。(孔子曰、夫水大徧與諸生而無爲也、似徳)

とあるのを引くが、この『荀子』が「水」の「無爲」なるさまを「徳」と捉えるのは、注⑨に引く『說苑』雜言篇に、

孔子曰はく、夫れ水なる者は、君子は徳を焉に比す。遍く予ふるも私する無きは、徳に似たり。(孔子曰、夫水者、君子比徳焉。遍予而無私、似徳)

とあるのと共通する。また、楊樹達(『校釋』引)は、『大戴禮記』勸學篇に、

孔子曰はく、夫れ水なる者、君子は徳に比す。徧に之に與びて私無きこと徳に似たり。及ぶ所の者は生き、及ばざる所の者は死すること、仁に似たり。其の流れて痺下に行き、倨句皆其の理に循ふこと、義に似たり。其の百仞の谿に赴きて疑れざること、勇あるに似たり。淺き

には流れ行き、深淵には測られざること、智に似たり。弱約危通すること、察に似たり。惡を受くるも譲らざること、貞に似たり。清からざるを苞裹して以て入れ、鮮潔以て出だすこと、善く化するに似たり。(孔子曰、夫水者、君子比徳焉。徧與之而無私、似徳。所及者生、所不及者死、似仁。其流行痺下、倨句皆循其理、似義。其赴百仞之谿不疑、似勇。淺者流行、深淵不測、似智。弱約危通、似察。受惡不讓、似貞。苞裹不清以入、鮮潔以出似善化)

とあるのを引く。これは、『荀子』宥坐篇、『說苑』雜言篇と共通する。⑬ 出典は『論語』子罕篇。いわゆる「川上の嘆」として有名な一節。本篇冒頭の要旨にも簡潔に触れたが、ここは、この川の水のように全ての物が移ろい過ぎ去っていくという、いわゆる古注の悲觀的な解釈とは異なる。むしろ水のありようや働きを人間の理想的なありようになぞらえて、前向きの言葉として解釈している点は興味深い。

【現代語訳】

山川頌第七十三

山は広大で険しく、永久に崩壊しないのは、かの仁人・志士に似ている。孔子が曰うに、「山は天地の神が立ち、資源もしげり、道具のもととなり、曲がった木とまっすぐの木を合わせて、大きなものは宮殿や物見台を作ることができ、小さなものは舟や車やくさびを作ることができる。大きなものはびつたりとあわないものはなく、小さなものは入らないものはない。斧を持

つては切り、鎌を持つては刈る。生ある者は地上に立ち、禽獸は伏し隠れ、死んだ者は地中に入る。その功績は多いが自慢しない。こういうわけで君子は山に喩えを取るのである」と。また土を積んで山を形成するが、他を損なうことはない。その高いけれども他を害することもない。大きいけれど欠落するところもない。その上の部分を小さくし、その下の部分を大きくする。永遠に安泰で、後の世においてもあつたりなかつたりすることもなく、巖然とそこに存在するのは、ただ山の徳だけである。詩に云う、「険しくそびえるあの南山、岩石が積み重なっている、権勢盛んに明らかなる師尹は、民は具に師尹を仰ぎ見ている」とは、このことを意味するのである。

水は源泉より湧き出て流れ、終日尽きることがないのは、もとより力ある者に似ている。窪みを満たして後に進み行くのは、もとより公平で偏らない者に似ている。微かなもの沿って低いところを流れ、わずかな隙間も遺さないのは、もとより明察な者に似ている。谿谷に沿って迷い惑うこともなく、万里を進んでも必ず（到達すべき所に）到着するのは、もとより（物事を）熟知する者に似ている。遮り防いで止めても、清らかであり得るのは、もとより天命を知る者に似ている。入るときには清らかでないのに、出るときには清らかであるのは、もとより善く教化する者に似ている。千仞の谷に赴いても恐れなのは、もとより勇気のある者に似ている。万物は皆、火に困しむが、水だけは火に勝つのは、もとより武力のある者に似ている。（万物）みな水を得て生まれ、水を失って死ぬのは、もとより徳の有る者に似ている。孔子が、川のほとりにあつて曰う、「過ぎゆくものはこの川の水のようなものだなあ。終日、止むことがない」とは、このことを意味するのである。